

富士市事前都市復興計画



平成28年3月 富士市

迅速かつ着実な復興まちづくりの推進に向けて

雄大な富士山の麓に位置する本市は、富士山の恵みである豊富な地下水をはじめとする自然環境の恩恵、東西交通の要衝という地理的条件のもと、都市の発展を遂げてまいりました。

その一方で、宝永地震（1707年）、安政の東海地震（1854年）をはじめとする大地震や、台風26号に伴う高潮災害（昭和41年）等の自然災害に幾度となく見舞われてまいりました。

災害により甚大な被害を受けるたびに、その時代の先人たちの知恵と努力により復興を成し遂げてまいりましたが、平成23年3月に発生した「東日本大震災」では、想像をはるかに超える津波の襲来により、東北地方の太平洋沿岸部を中心に壊滅的な被害が発生し、改めて自然災害の恐ろしさを認識することとなりました。

地震発生から5年が経過し、被災された一部の自治体では、高台移転のための造成工事や復興公営住宅の整備が完了するなど、着実に復興への道のりを歩んでいるところですが、未だに仮設住宅や親戚宅等で生活している被災者の方もおられ、真の復興までの道のりは、まだ長いことと想定されます。

南海トラフを震源とする巨大地震の発生により、甚大な被害の発生が危惧されております本市におきましても、防災・減災対策はもちろんのこと、復興への取組も大きな課題であります。

このことから、発災後、迅速かつ着実に復興できるよう、平常時から復興の方向性や進め方等を定めた「富士市事前都市復興計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりまして、市民懇話会の委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見をいただきましたことを感謝申し上げます。

都市の復興を成し遂げるためには、行政のみならず、平常時から市民や事業者の皆様が復興について考えることが不可欠であります。迅速かつ着実な復興まちづくりの推進、延いては災害に強い安全・安心なまちづくりの推進に向けて、多くの皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。



平成28年3月

富士市長 小長井 義正

目 次

I はじめに

1	事前都市復興計画の概要	1
(1)	富士市事前都市復興計画とは	1
(2)	計画策定の背景	1
(3)	計画の役割	2
(4)	計画の位置付け	2
(5)	都市計画マスタープランの概要	3
(6)	静岡県第4次地震被害想定	4
2	事前都市復興計画の構成	5

II 復興ビジョン編

1	復興ビジョン編の概要	7
(1)	復興ビジョン編とは.....	7
(2)	復興ビジョン編の構成.....	7
2	富士市の現状等.....	8
(1)	本市を取り巻く社会経済情勢	8
(2)	市街地の現状	9
(3)	発災時における将来都市構造への影響.....	13
(4)	市民の意識等	15
(5)	震災の教訓	17
3	復興まちづくりの課題	20
4	復興まちづくりの基本理念	22
5	復興まちづくりの目標及び基本方針	24
(1)	市街地の復興	24
(2)	住環境の復興	28
(3)	産業の復興	30
(4)	復興の体制等	32

III 復興プロセス編

1	復興プロセス編の概要	35
(1)	復興プロセス編とは	35
(2)	復興プロセス編の構成	35
(3)	震災の教訓を活かす	36
2	復興まちづくりのながれ	37
(1)	復興まちづくりのステップ	37
(2)	復興までの一般的な経過	38
3	復興まちづくりの体制	39
(1)	自助・共助・公助	39
(2)	協働による復興まちづくり体制	40
4	分野別の復興プロセス	43
(1)	分野別の復興プロセスの考え方等	43
(2)	分野別の復興プロセス	44
5	復興まちづくりへの意識向上の取組	58
(1)	復興まちづくりに係る平常時の主な取組	58
(2)	地域協働の取組	59
(3)	行政内の取組	60

IV 事前都市復興計画の運用

事前都市復興計画の運用	61
計画の運用について	61

V 参考資料

1	策定の体制	63
(1)	策定体制の概要	63
(2)	市民懇話会	63
(3)	策定委員会	64
(4)	策定の経過	65
2	用語集	66

I はじめに

(1) 富士市事前都市復興計画とは

発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方等を定めた計画です。

(2) 計画策定の背景**南海トラフを震源とする巨大地震への危機感**

平成 25 年に静岡県が発表した「静岡県第 4 次地震被害想定」（以下「第 4 次地震被害想定」という）では、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した場合、本市において死者約 140 人、全壊する建物が約 6,180 棟などの被害が想定されており、防災の取組はもちろん、発災後の復興に関する事前の取組が必要となっています。

安全・安心なまちづくりを望む市民の声

平成 23 年に実施した「富士市都市計画マスタープラン」（以下「都市計画マスタープラン」という）策定に係る市民意向調査において、6 割を超える市民が「災害に対して安全・安心なまちづくり」を望んでいるとともに、平成 25 年 11 月に開催した「富士市震災復興シンポジウム」（以下「震災復興シンポジウム」という）の参加者の多くからも、行政が明確に都市の復興の方針及び手順を示すことが求められています。

東日本大震災の被災自治体における復興の遅れ

東日本大震災の被災自治体の多くでは、発災後の混乱の中、住民の合意形成等に苦慮したため、「復興計画」（復興まちづくりに関する総合的な計画）の策定に遅れが生じました。その結果、復興事業の着手についても更に遅れが生じています。

以上のことなどから、発災前から復興に向けた準備を進め、大地震等により被災しても迅速かつ着実に復興を進めることができるよう、「富士市事前都市復興計画」（以下「本計画」という）を策定しました。

(3)計画の役割

市民・事業者・行政の考えを反映した復興計画の早期策定につなげる

発災前から、復興に向けた基本的な考え方を市民・事業者・行政が共有し、復興の進め方や役割を理解することで、「復興計画」等の早期策定につなげることができます。

「都市計画マスタープラン」に即した復興まちづくりを推進する

「都市計画マスタープラン」とは、本市の長期的なまちづくりの方向性等を示した計画です。発災によりまちづくりが停滞することが想定されますが、本計画を策定し、発災後の状況に即した施策を展開することにより、発災後も「都市計画マスタープラン」に即したまちづくりを推進します。

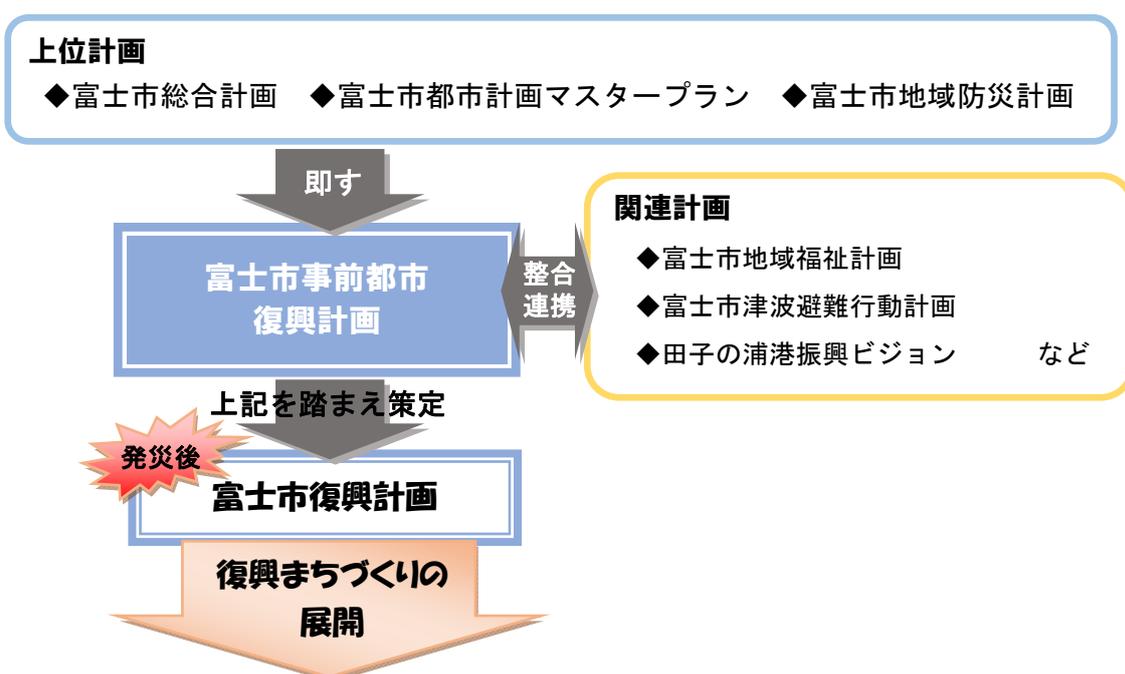
(4)計画の位置付け

「総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「地域防災計画」を上位計画とし、関連計画と整合・連携を図る

本計画は、本市の総合的なまちづくりの指針である「富士市総合計画」、本市のまちづくりの方向性等について定めた「都市計画マスタープラン」、本市の防災対策等について定めた「富士市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という）を上位計画とし、防災やまちづくり等について定めた各種関連計画と整合・連携を図って策定しています。

発災後策定する「復興計画」は本計画を踏まえる

発災後に策定する「復興計画」については、本計画を踏まえ策定します。



(5)都市計画マスタープランの概要

■「都市計画マスタープラン」とは

長期的なまちづくりの考え方を明らかにするもの

「都市計画マスタープラン」とは、約20年後を見据えた、長期的なまちづくりの考え方（都市計画に関する基本的な方針）を明らかにするもので、「市全体」、「各地域」、「まちなか」のそれぞれの観点から「全体構想」、「地域別構想」、「まちなかまちづくり構想」を定めています。（平成26年2月策定）



■まちづくりの方向性

持続可能なまちづくり

本市が進めるまちづくりの方向性としては、これまでの「つくる・ふやす」の考え方から、「いかす・まもる」の考え方へシフトし、人口が減少しても、暮らしの質が低下しないよう「持続可能なまちづくり」と定めています。



■まちづくりの基本理念・骨格形成の考え方

富士山のふもと誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり

今後も都市として持続し発展するためには、これまで以上に市民が誇りと愛着を持って暮らすことのできるまちづくりを進める必要があるため、「富士山のふもと誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり」を基本理念として掲げています。

富士山の恵みを活かした、集約・連携型のまちづくり

まちづくりの基本理念等を達成するため、富士山の恵みを活かしながら、公共交通の結節点に都市機能を集約する拠点配置して、拠点間及び拠点と地域の連携を促進する「集約・連携型のまちづくり」をまちの骨格形成の考え方として掲げています。

■都市防災の基本方針

防災及び減災対策の充実、「事前復興」を通じた市民・事業者・行政の意識の共有化

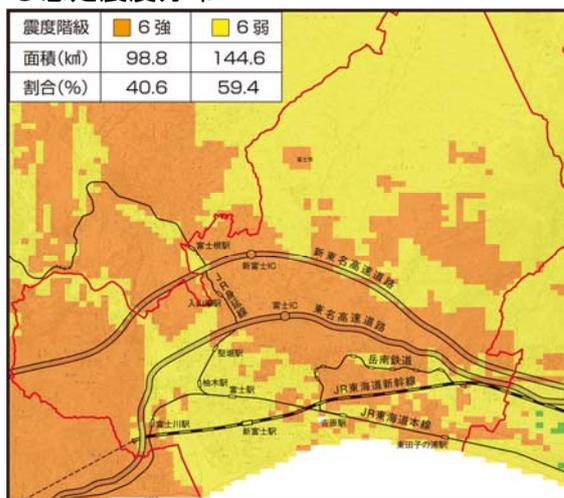
自然災害や火災等に対する防災対策の充実を図るとともに、市民・事業者・行政との協働により、災害による被害の軽減を図る減災対策や、地域の特性に応じた復興対策等を事前に検討し準備する「事前復興」の継続的な取組の推進について定めています。

(6) 静岡県第4次地震被害想定

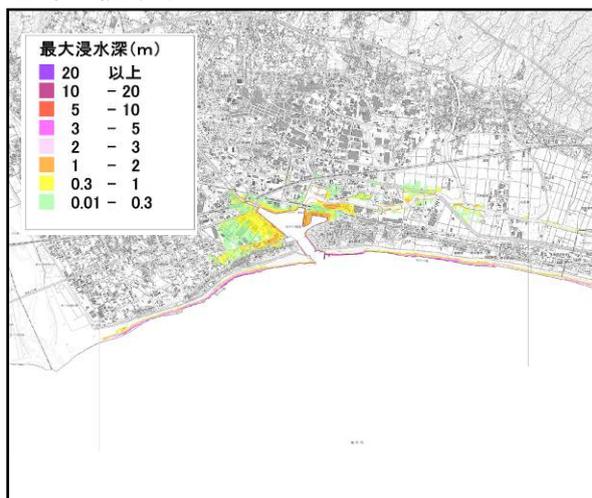
静岡県では、国による南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、平成25年に「第4次地震被害想定」をとりまとめました。

この被害想定では、最大クラス（マグニチュード9.0程度）の地震が発生した際、本市において強い揺れや津波等により甚大な被害の発生が想定されています。

● 想定震度分布



● 津波浸水域



● 人的被害

	軽傷	重傷	死者
津波	40人	20人	90人
家屋の倒壊	2,000人	450人	40人
屋内落下物	300人	50人	10人
合計	2,340人	520人	140人

● 建物被害

	全壊・焼失	半壊
揺れ	3,800棟	12,000棟
津波	10棟	200棟
火災	2,300棟	-
その他	70棟	190棟
合計	6,180棟	12,390棟

● 避難生活者数

	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難所	14,144人	26,666人	6,773人
避難所外	9,321人	26,502人	15,804人
合計	23,465人	53,168人	22,577人

● ライフライン機能支障率

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
上水道	100%	96%	53%	0%
下水道	6%	5%	3%	0%
電力	89%	78%	3%	2%
都市ガス	100%	100%	85%	17%
LPガス	21%	-	-	-
固定電話	89%	79%	4%	0%

2

事前都市復興計画の構成

本計画は、市民・事業者・行政が復興まちづくりの方向性を共有する「復興ビジョン編」、復興の進め方を示す「復興プロセス編」で構成し、発災後は本計画の考え方を踏まえ、「復興計画」を策定します。

また、本計画をもとに行政職員向けとして、復興まちづくりに係る行政の業務内容や手順等を定める「富士市事前都市復興計画行動マニュアル」（別冊）（以下「行動マニュアル」という）を策定しました。

富士市事前都市復興計画

復興ビジョン編

復興ビジョン編の概要
富士市の現状等
復興まちづくりの課題
復興まちづくりの基本理念
復興まちづくりの目標及び基本方針

「復興まちづくりの方向性を共有する」ことを大目的とし、発災後の復興まちづくりの目標や目標を達成するための基本方針等を示します。

復興プロセス編

復興プロセス編の概要
復興まちづくりのながれ
復興まちづくりの体制
分野別の復興プロセス
復興まちづくりへの意識向上の取組

「市民・事業者と行政の協働による復興の進め方を共有する」ことを大目的とし、被災後の市民・事業者全体の行動指針となるよう、地域力を活かした復興まちづくりを行うための様々な仕組みや取組を示します。

富士市事前都市復興計画行動マニュアル

マニュアルの概要
被害状況等の把握
分野別の復興に係る業務・手順
その他支援策等

本計画で定めた内容を踏まえ、行政職員の行動計画として、復興まちづくりに係る行政の業務内容や手順等について定めます。

静岡県第4次地震被害想定について

静岡県では、東日本大震災を教訓とし、また、国が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、平成25年に静岡県第4次地震被害想定を策定し、下記ウェブサイトにおいて、公表しています。

URL : <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/>



II 復興ビジョン編

(1)復興ビジョン編とは

復興ビジョン編とは、円滑な復興まちづくりを実現するため、本市を取り巻く状況を踏まえ、発災後の復興まちづくりの目標や基本方針等について示したものです。

(2)復興ビジョン編の構成

復興ビジョン編では以下の内容について示します。

復興ビジョン編の概要

復興ビジョン編の考え方と構成について示します。

富士市の現状等

本市を取り巻く状況、過去の震災による教訓等について示します。

復興まちづくりの課題

本市の現状等を踏まえて、復興まちづくりを進める上での課題を示します。

復興まちづくりの基本理念

復興まちづくりにおいて、関係者が共通認識として持つべき根本的な考え方を示します。

復興まちづくりの目標及び基本方針

復興まちづくりの課題に応じた目標と併せて基本方針を示します。

2

富士市の現状等

本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえつつ、旧耐震基準建築物（昭和56年以前の建築物）の立地状況や都市基盤の整備状況、「第4次地震被害想定」における被害状況等を整理し、復興まちづくりに対する問題点等を抽出します。

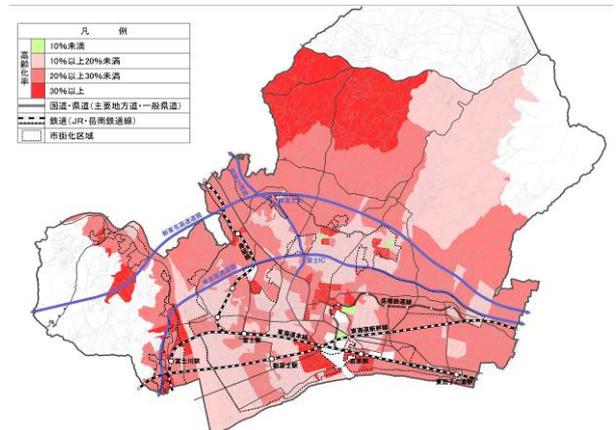
(1)本市を取り巻く社会経済情勢

■人口

本市は平成22年をピークに人口減少に転じているとともに、高齢化も進行しており、地区別の人口構成を見ると、高齢化率が20%を超えている地区が多く見られます。今後、この傾向はさらに高まり、本格的な人口減少・超高齢社会の到来が予想されます。



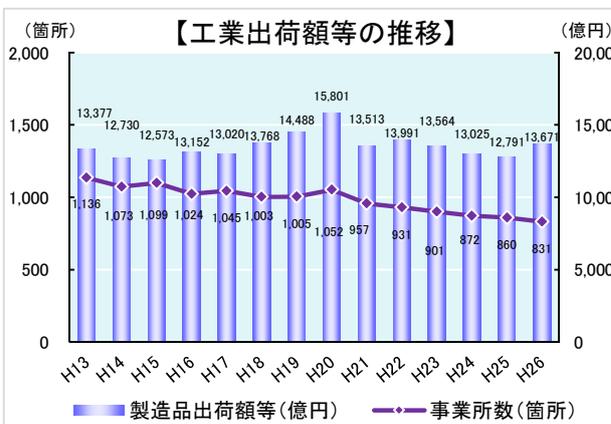
資料：国勢調査



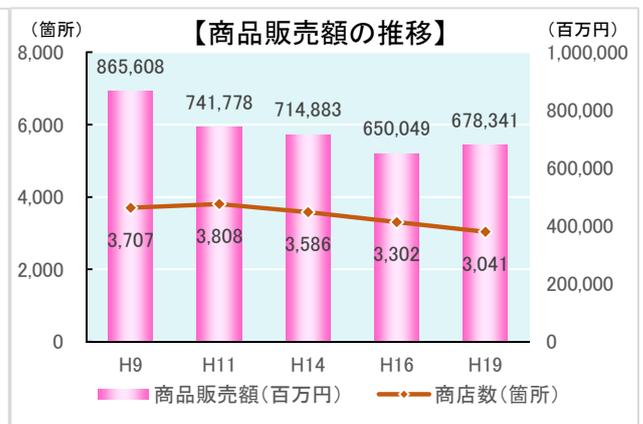
資料：国勢調査

■産業

本市の産業構造を見ると、平成21年に製造品出荷額が大幅に減少し、商品販売額も減少傾向にあるなど、産業活力の低下が見られます。



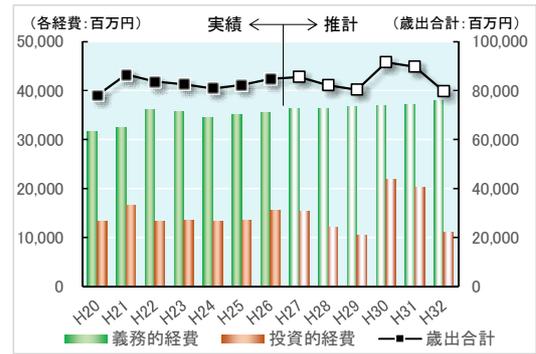
資料：工業統計調査



資料：商業統計調査

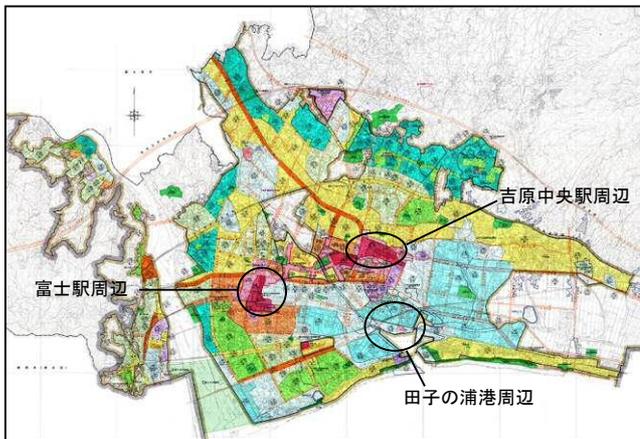
■ 財政

本市の財政事情は厳しさを増しており、増加する社会保障費等の義務的経費に対して、公共事業費等の投資的経費は概ね横ばいに推移していますが、高齢化の進行等に伴い、公共事業に充てられる財源は今後限られてくることが予想されます。



(2) 市街地の現状

■ 市街地形態

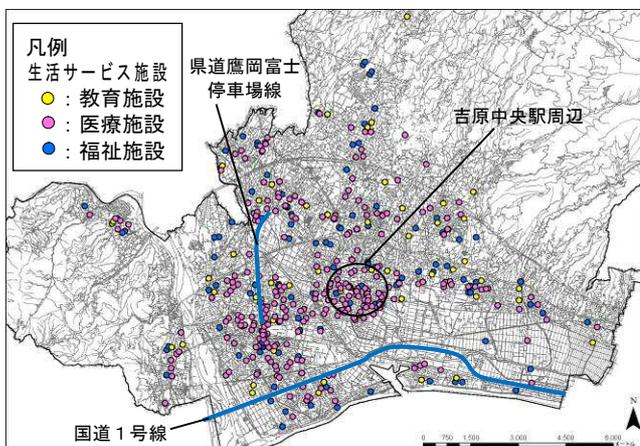


資料：岳南広域都市計画図

市街地形態の現状は以下のとおりです。

- ・ 「富士駅周辺」及び「吉原中央駅周辺」において商業を中心とした複合市街地を形成している。
- ・ 「田子の浦港周辺」及び東部地域において工業系市街地を形成している。
- ・ 工業系の用途地域が点在しており、住居系の用途地域との隣接も多く見られる。

■ 教育・医療・福祉施設の分布状況

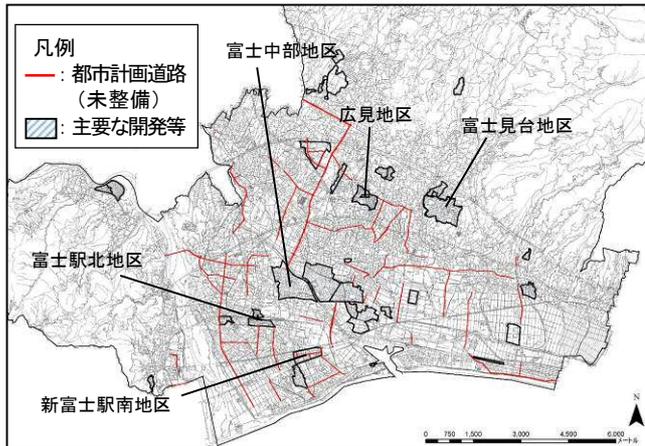


資料：国土数値情報（国土交通省）

各施設の分布状況は以下のとおりです。

- ・ 各施設は「国道1号線」以北に多く立地している。
- ・ 特に医療施設は、「県道鷹岡富士停車場線」沿いや「吉原中央駅周辺」に多く立地している。

■都市計画道路、面的開発整備状況



資料：都市計画基礎調査

都市計画道路、面的開発の整備状況は以下のとおりです。

- ・ 都市計画道路は、未整備の区間が多く存在している。
- ・ 土地区画整理事業は、中心部で多く施行されており、郊外部の「広見地区」や「富士見台地区」では、公営住宅の建設をはじめとした大規模な宅地開発が実施されている。

■液状化、津波浸水被害の想定



資料：静岡県第4次地震被害想定

液状化及び津波の浸水想定は以下のとおりです。

- ・ 液状化は、東部地域の農地や住宅地において危険度が高くなっており、特に「根方街道沿道」では、住宅地において危険度が高くなっている。
- ・ 津波の浸水は、「田子の浦港周辺」において想定されている。

液状化による被害例

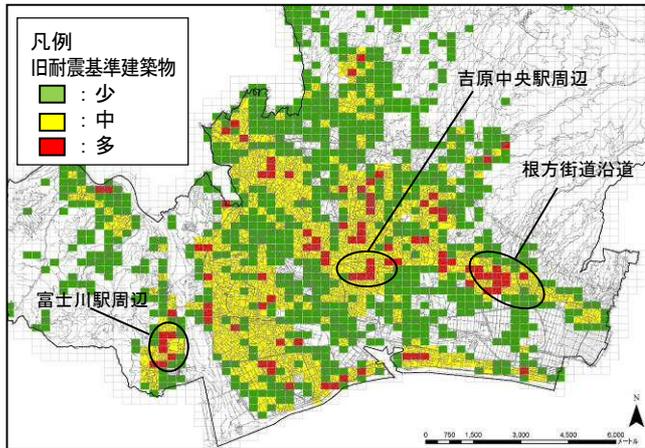
液状化とは、地表付近の水を含む砂質の地盤が、地震の揺れによって、一時的に液体のようになってしまう現象です。

液状化が発生すると、泥水等が噴出するほか、道路や建築物が傾いて破損したり、比重の軽い下水道管やマンホールが浮き上がるなどの被害が発生し、日常生活に大きな影響を及ぼします。



■旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況

●旧耐震基準建築物

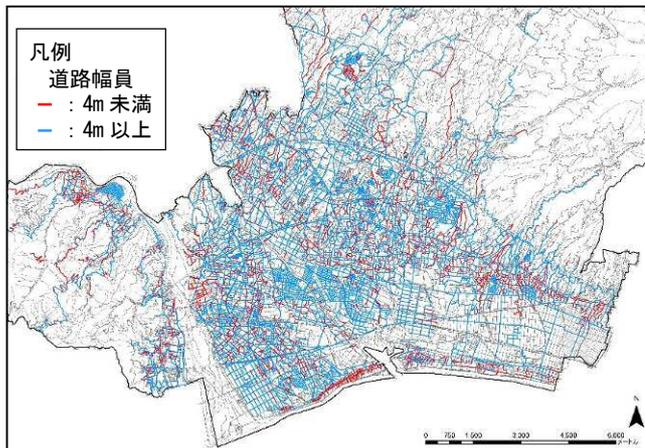


資料：固定資産税課税データ

旧耐震基準建築物の状況は以下のとおりです。

- ・ 地震の揺れによる倒壊の危険性が高い旧耐震基準建築物は、市内全域に存在している。
- ・ 特に「吉原中央駅周辺」や「根方街道沿道」、「富士川駅周辺」において多く存在している。

●狭小な道路（市道）



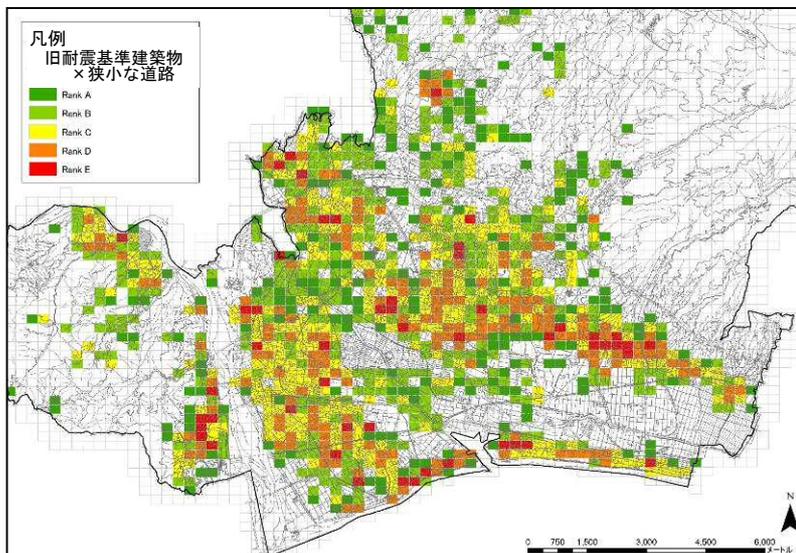
資料：富士市道路台帳

幅員 4m 未満の狭小な道路（市道）の状況は以下のとおりです。

- ・ 建物倒壊等により道路閉塞が危惧される狭小な道路は、市内全域に存在している。
- ・ 特に沿岸部や東部地域において多く存在している。



旧耐震基準建築物と狭小な道路の状況を重ね合わせ、面的な被害が発生する可能性を右下の表のとおりランク付けすると

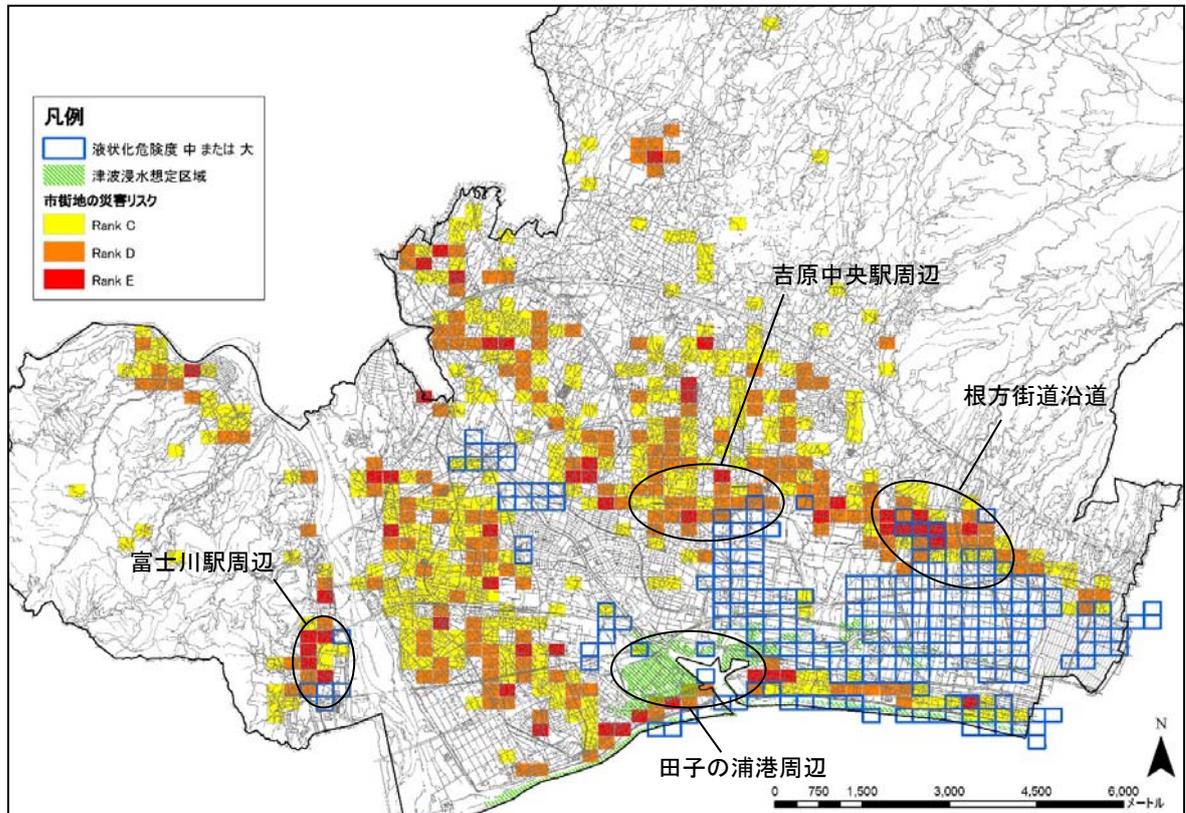


		狭小な道路			
		なし	少	中	多
旧耐震建築物数	なし	—	—	—	—
	少	—	A	B	C
	中	—	B	C	D
	多	—	C	D	E

『E』の区分になるにつれて、面的に被害が発生する可能性が高まると想定されます。

■本市の被害特性のまとめ

「液状化及び津波浸水被害の想定」と「旧耐震建築物と狭小な道路の状況の重ね合わせ」について、重ね合わせたものが下図です。



本市の被害の特性としては、以下のことが想定されます。

- ・「田子の浦港周辺」における津波浸水被害
- ・「根方街道沿道」をはじめとする東部地域における液状化被害
- ・「吉原中央駅周辺」や「根方街道沿道」、「富士川駅周辺」における建物倒壊や狭小な道路の閉塞

過去の震災の被害例



住宅被害 (神戸市)



漁業施設 (石巻市)



道路の陥没 (仙台市)

(3) 発災時における将来都市構造への影響

■ 「都市計画マスタープラン」における将来都市構造

「都市計画マスタープラン」では、概ね 20 年後の都市の姿として「将来のまちの骨格図」を掲げており、将来の都市の機能配置や機能の連携の考え方を示しています。

将来のまちの骨格図（都市計画マスタープラン）



○ 拠点の考え方

- 都市生活・交流拠点 …… あらゆる人が集まり、本市の賑わいの中心地となる拠点
- 地域生活拠点 …………… 日常生活に必要な機能や公共交通の乗り換え機能を集約する拠点
- 産業拠点 …………… 本市の産業活動の中心地であり、雇用を創出する拠点
- ふれあい・交流拠点 …… 人と自然、人と人とのふれあいや交流を深める拠点

⇒ 軸の考え方

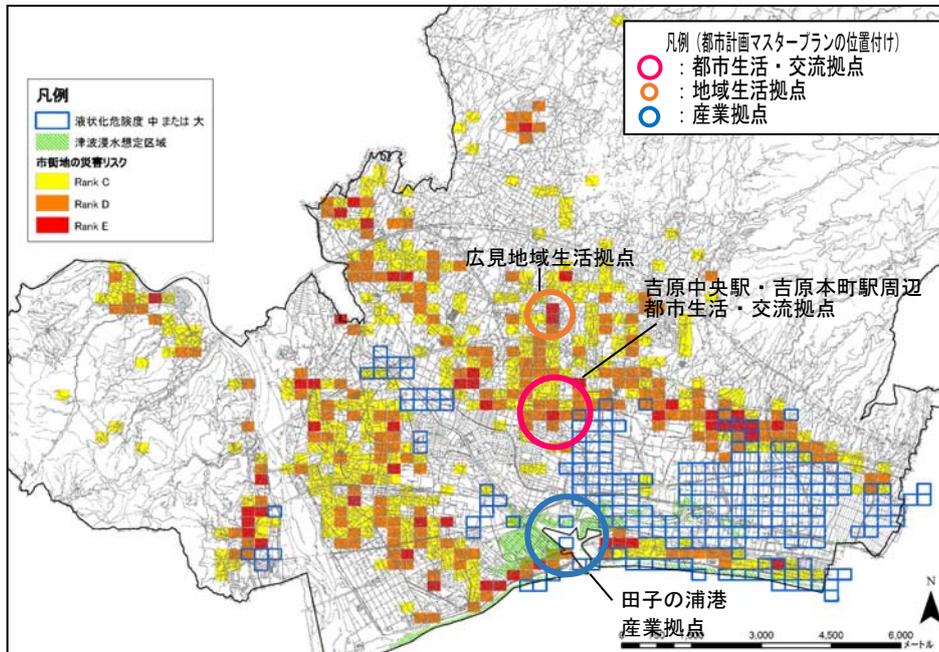
- 広域都市連携・交流軸 …… 広域の都市間を連携し、交流を促進する道路・交通体系
- 都市連携・交流軸 …………… 隣接都市との連携・交流を促進する道路・交通体系
- 地域連携・交流基幹軸 …… まちなかと地域との連携・交流を促進する基幹的な道路・交通体系
- 「まちなか」にぎわい・交流軸 …… まちなかの連続性のある賑わいを創出し、支える道路・交通体系
- うるおい環境軸 …………… 骨格的な水・緑が連続する空間

■発災時における将来都市構造への影響

●拠点と被害特性の重ね合わせ

「拠点」は、都市の集約化を図っていく上で、都市活動を支える都市機能が集まる場所のため、「拠点」が被災した場合には、都市活動に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

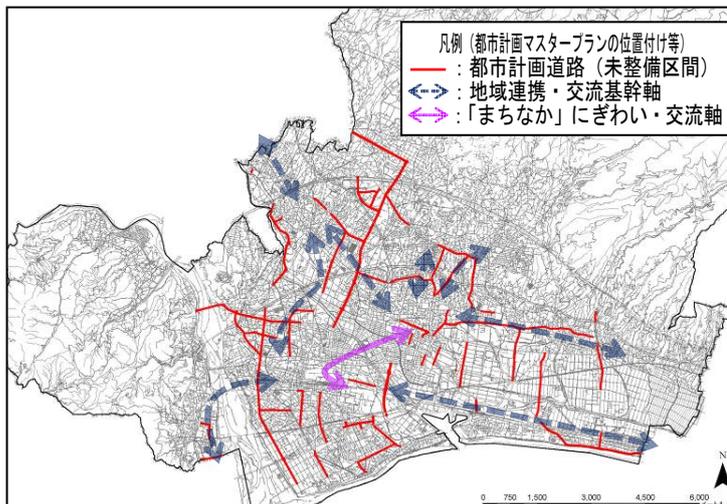
大きな被害が想定されている「拠点」は、以下のとおりです。



- ・「吉原中央駅・吉原本町駅周辺都市生活・交流拠点」で、建物倒壊による面的な被害が想定される。
- ・「広見地域生活拠点」で、建物倒壊による面的な被害が想定される。
- ・「田子の浦港産業拠点」で、津波による面的な被害が想定される。

●軸と都市計画道路未整備区間の重ね合わせ

円滑な復興まちづくりを推進するためには、物資や人を輸送する交通機能が重要となるため、「拠点」間を結ぶ「軸」のうち、都市計画道路が整備されていない地域では、復興まちづくりの推進に影響を及ぼす恐れがあります。



「軸」における都市計画道路未整備区間は、以下のとおりです。

- ・「地域連携・交流基幹軸」では、東部地域の東西道路、北部地域の南北道路で、都市計画道路未整備区間が存在する。

(4)市民の意識等

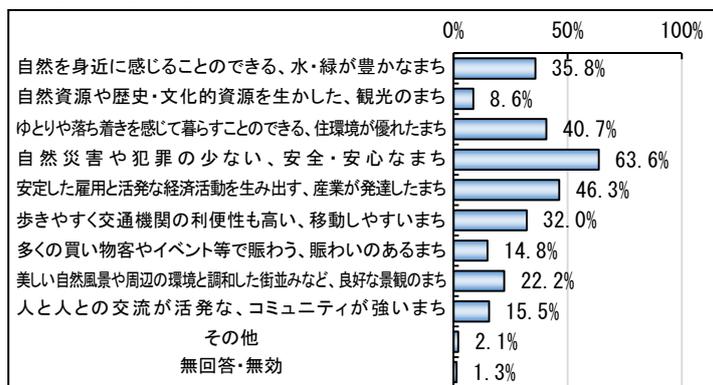
「都市計画マスタープラン」の市民意向調査結果や世論調査、平成 25 年度に開催した「震災復興シンポジウム」参加者の意見・感想によると、まちづくりや事前復興に対する市民の意識は以下のとおりです。

■都市計画マスタープラン策定に係る市民意向調査

対象者 市内在住の 15 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）

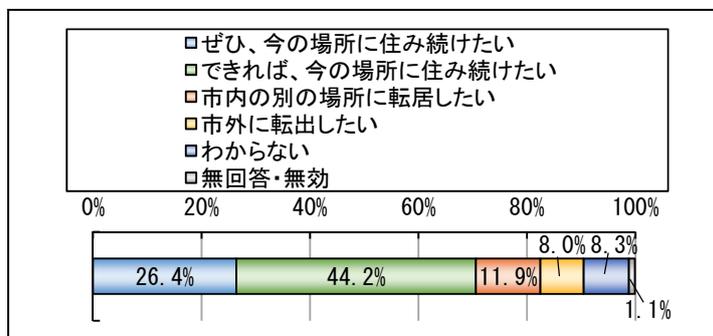
調査時期 平成 23 年 12 月 5 日～19 日 回答者数 1,356 人（回答率 45.6%）

●富士市の将来イメージ



「自然災害や犯罪の少ない、安全・安心なまち」が 63.6%と最も高くなっており、市民が安全・安心なまちづくりを最も望んでいることが分かります。

●今後の居住継続意向



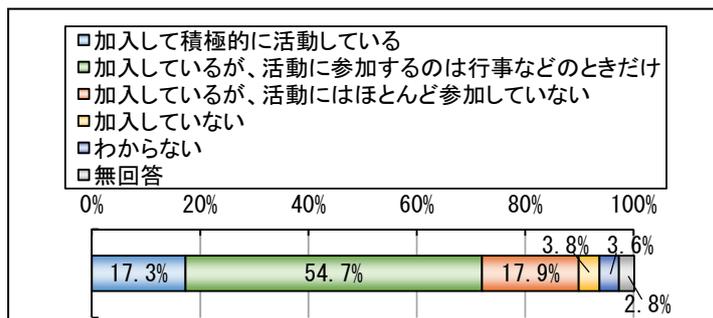
「できれば、今の場所に住み続けたい」が 44.2%と最も多くなっており、「ぜひ、今の場所に住み続けたい」の 26.4%を合わせると、7 割を超える方が今の場所での暮らしを望んでいることが分かります。

■平成 27 年度 第 44 回世論調査

対象者 市内在住の 20 歳以上 80 歳未満の市民 3,000 人（無作為抽出）

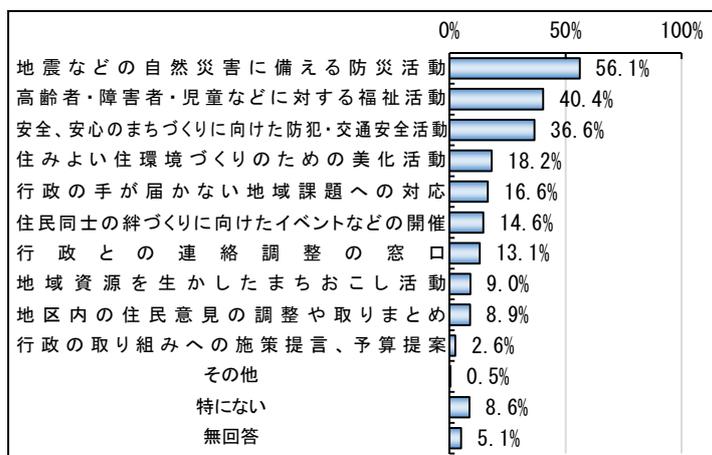
調査時期 平成 27 年 6 月 12 日～30 日 回答者数 1,694 人（回答率 56.5%）

●町内会（自治会）への加入・活動状況



自治会への加入状況は約 9 割であり、多くの市民が自治会へ加入していますが、一方で、地域活動に積極的に参加している市民は 2 割以下にとどまっています。

●地区まちづくり活動に期待すること



「地震などの自然災害に備える防災活動」が56.1%と最も高くなっており、地域における防災活動の必要性を強く感じていることが分かります。

■震災復興シンポジウム参加者の主な意見



平成25年11月に開催した「震災復興シンポジウム」では、自主防災会を中心とする約500名の方が参加し、明治大学中林特任教授及び常葉大学池田教授より、「事前復興」の必要性や取組事例等についての講演及びパネルディスカッションを実施しました。

【シンポジウムでの主な意見等】

- ・復興への合意を得るには、事前復興の取組が必要。
- ・町内をどう復興させるか、ビジョンづくりが不可欠だと感じた。
- ・事前復興の話聞いたが、各々の進め方や役割等、不明な点が多い。
- ・震災復興の大切さは分かるが、復興へのプロセスが分かりにくい。

参加した方には、「事前復興」の取組の重要性を認識いただいたとともに、今後の取組に対するご意見等もいただきました。

(5) 震災の教訓

ここでは、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災等からの復興の過程において生じた様々な問題を「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」から整理します。

■ 市街地の復興

地籍調査未完了に伴う復興事業の遅れ

地籍調査が未完了の地域では、地権者の把握や境界の確定に時間を要し、復興事業の進捗に大きく影響しました。

多大な時間を要した高台・内陸への移転

津波被害が甚大な地区では、高台・内陸移転を伴う復興市街地の形成を図りましたが、移転先の用地の確保や住民の合意形成に多大な時間を要しました。



地元住民との移転先用地の選定

人手不足・資材の高騰に伴う工事入札の不調

各被災自治体において復興事業の工事時期が重なり、人手不足が問題化しました。また、建設資材の需要の高まりに伴う資材価格高騰を受け、工事入札が不調となるなど、復興事業の円滑な実施に大きな影響を及ぼしました。



工事が遅れている復興事業用地

■ 住環境の復興

仮設住宅入居に伴う地域コミュニティの崩壊

仮設住宅の設置スペースが限られたことや借上げ型の仮設住宅が増加したこと等に伴い、地域住民がバラバラとなり、地域コミュニティの崩壊につながりました。



狭い敷地に建設された仮設住宅

医療サービス等の低下に伴う持病の悪化

医療・福祉施設が被災した地域では、サービスが十分提供できなくなり、持病の悪化など、高齢者の健康維持等が問題となりました。



津波により被災した病院施設

避難所の長期開設に伴う教育環境の悪化

避難所の開設が長期化した学校や、運動場等に仮設住宅を建設した学校では、児童・生徒の教育や運動の場が確保できないなど、教育環境の悪化を招きました。



小学校の校庭に建設された仮設庁舎

■産業の復興

農林漁業の生産縮小・廃止

農林漁業については、生産者の高齢化や多額の再建資金が必要なこと等により、多くの生産者が災害を機に生産の縮小や廃業を余儀なくされました。



津波により被災した漁港施設

生活用品を買うための店舗の不足

商店街が被災した地域では、仮設商店街のための用地や営業形態等への合意形成に時間を要し、市民の生活用品を買うための店舗が不足しました。



地震により被災した商店街

工場・事業所及び労働者の流出

被災した工場や事業所は、行政の復興方針等が定まらないこと等を背景に自主再建が進まず、早期に操業を開始するため、被災地外への移転やそれに伴う労働者の流出が進みました。

■復興の体制等

行政・住民双方の混乱

発災直後は、被災状況等の情報収集や住民ニーズの把握、住民への情報発信等で、適切な情報伝達が行われず、行政・住民の双方に混乱が発生しました。



住民説明会の様子

行政主導による「復興計画」の策定

行政主導により「復興計画」を策定したため、住民の意向を反映できず、「復興計画」に対する住民の不平不満が多数発生しました。

行政内及び行政間の連携不足

行政内の調整不足や、国や県と市町等との連携不足により、復興事業の進捗に支障をきたし、行政に対する住民等の不信感につながりました。

3

復興まちづくりの課題

市街地の現状や被害想定、発災時における都市構造への影響、震災の教訓、市民の意識等を踏まえ、復興まちづくりを進める上での課題を震災の教訓と同様に「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」から整理します。

■市街地の復興に係る課題

被災状況等を踏まえた持続可能な市街地の形成

地震の揺れや液状化及び津波による被害の大きさ、「都市計画マスタープラン」における土地利用の方針等は地域によって異なるため、地域特性や被災状況を踏まえるとともに、更には今後の社会経済情勢や行政運営等を考慮し、将来にわたり持続可能な市街地を形成する必要があります。

■住環境の復興に係る課題

安心して暮らせる住環境整備

被災後、一刻も早く安定した生活を送れるよう、まずは仮設住宅の整備や損壊した住宅の再建・修繕を進めるとともに医療や福祉、教育等の市民の暮らしを支える各種機能を回復し、良好な住環境を整える必要があります。また、被災者が安心して暮らせるよう、避難所から仮設住宅、更には復興公営住宅等へと移る際のどの過程においても、既存の地域コミュニティが維持できるよう配慮する必要があります。

■産業の復興に係る課題

産業活動の停滞からの早期回復

施設や設備の損壊や従業員の被災により、産業活動が一時停滞することが想定されます。その後、迅速な復興ができない場合、廃業や市外への転出等につながってしまうことが懸念されるため、事業者と連携し、産業活動を早期に回復させる必要があります。

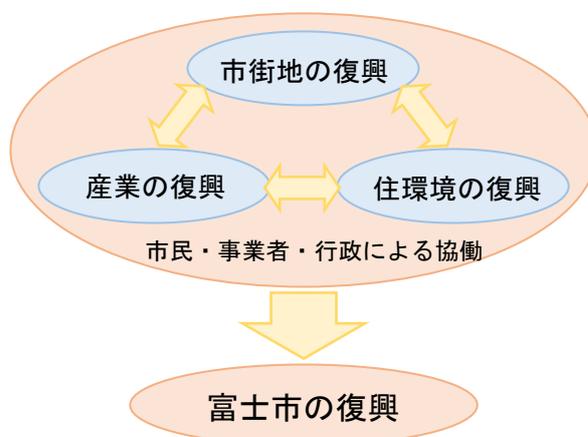
■復興の体制等に係る課題

市民・事業者・行政の協働による復興

これまでの震災の教訓を踏まえると、復興まちづくりを円滑に進めるためには、市民・事業者等との相互協力や行政間での連携が不可欠であるため、本市においても、市民・事業者・行政の協働による復興を進めるとともに、行政内及び行政間の連携を強化する必要があります。

本市が復興するためには

まちや道路が整備（市街地の復興）され、安心して暮らせる住まい（住環境の復興）があり、働く場所が確保（産業の復興）されなければ、被災者の生活再建はありません。市民・事業者・行政が協働し、市街地の復興、住環境の復興、産業の復興を連携して推進することが必要です。



4

復興まちづくりの基本理念

復興まちづくりの基本理念とは、復興まちづくりにおいて、関係者が共通認識として持つべき根本的な考え方のことです。基本理念の設定に当たっては、以下の3つの視点に配慮しつつ、上位計画である「都市計画マスタープラン」の基本理念を尊重します。

視点1 持続可能なまちづくり

復興まちづくりにおいても、人口減少・超高齢社会の本格的到来を踏まえ、「つくる・ふやす」の考え方から「いかす・まもる」の考え方に軸足を移します。さらなる人口の減少が想定されていますが、都市機能の集約を図り、限りある財源を効果的に投入すること等により、サービスの質は維持し、暮らしの質が低下しないようなまちづくりを目指す必要があります。

視点2 市民・事業者が安心して生活・操業できる場の確保

復興の取組を進めるためには、まずは市民が安心して生活でき、事業者が継続的に操業できる場を確保することが必要です。そのためには、再び同じ被害に遭わないためのまちづくりが重要となります。

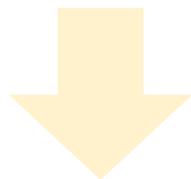
視点3 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

復興まちづくりを着実に進めていくためには、まちづくりの担い手となる市民、事業者、行政など様々な立場の人々が復興に向けて知恵を出し合い、力を合わせて進めていくことが必要であり、それぞれが出し得る力を最大限発揮することが、迅速な復興につながります。

都市計画マスタープランの基本理念

富士山のふもと

誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちづくり



上記を踏まえ、被災後も市民・事業者が市内にとどまり、ともに復興を進めていくことが重要と考え、以下のとおり基本理念を設定します。

復興まちづくりの基本理念

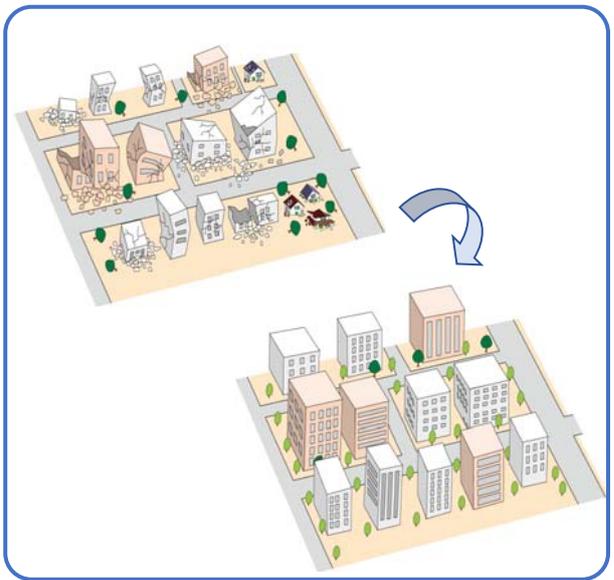
災害発生後も住み続けたいと思えるまちづくり

■復興後のまちのイメージ

「災害発生後も住み続けたいと思えるまち」とは、再び同じ被害に遭わないよう、災害に強く、住む場所や働く場所が確保され、市民が安心して生活できるまちです。

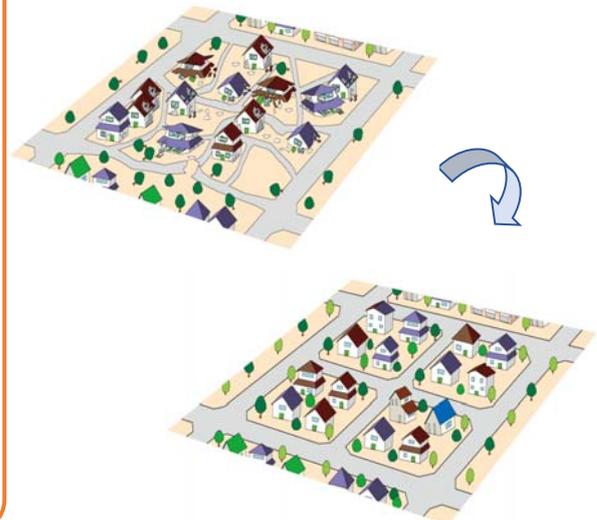
本市では、「第4次地震被害想定」の被害が発生した場合においても、将来のまちの骨格形成に大きな影響を与えることはないため、復興まちづくりで目指す将来都市構造は、上位計画である「都市計画マスタープラン」の将来都市構造（P13）を踏襲することとします。

都市基盤が整った地域の復興イメージ

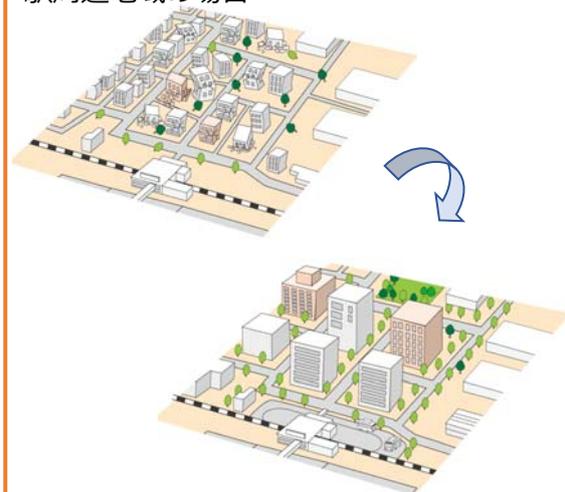


都市基盤が整っていない地域の復興イメージ

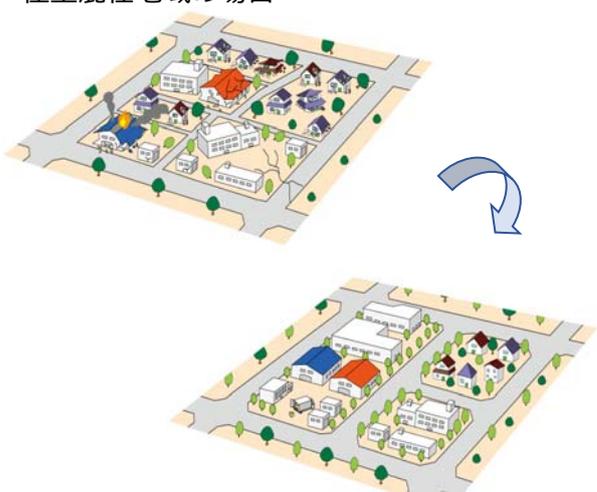
住宅地の場合



駅周辺地域の場合



住工混在地域の場合

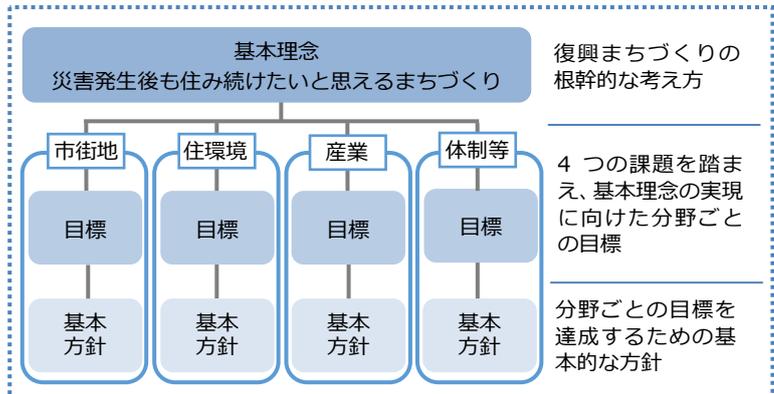


※想定を大幅に超える被害が発生した場合には、拠点等の再配置について検討します。

5

復興まちづくりの目標及び基本方針

復興まちづくりを計画的に進めていくため、「市街地の復興」、「住環境の復興」、「産業の復興」、「復興の体制等」の4つの課題から、基本理念の実現に向けた目標及び目標達成のための基本方針を定めます。



(1)市街地の復興

■市街地の復興に係る目標

災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成

被害の特性や現状における都市基盤整備状況、都市計画マスタープランにおける各地域の位置付けを踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成を実現します。

■目標達成のための基本方針

方針1 災害に強い市街地整備

建物の密集や狭小な道路の解消を推進するとともに、地区計画等のまちづくりルールの導入により垣や柵の構造を制限するなど、ハード・ソフトの両面から災害に強い市街地の整備を推進します。

方針2 段階的な市街地復興

被災した市街地の整備には多大な時間や財源が必要となることから、市民の意向や社会経済情勢に応じ、本格復興を見据えた仮設住宅や仮設事業所の配置や立地場所に配慮するなど、段階的な市街地の復興を推進します。

方針3 まちの骨格となる都市計画道路の整備

安全で安心して快適に移動できるよう、都市計画道路の整備を推進するとともに、被災状況や社会経済情勢に応じて、道路網（ルート・幅員等）の再編を検討します。

方針 4 復興地区区分に応じた市街地整備

集約・連携型のまちづくりを展開するため、都市計画マスタープランにおける地域の位置付けや発災後の被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地特性等に応じた整備を推進します。

市街地の復興で想定される主な取組

●災害に強い市街地整備

震災復興再開発事業

延焼遮断帯となる道路・公園等の整備

まちづくりルールを導入によるブロック塀設置の制限 など

●段階的な市街地復興

建築制限地域の指定

仮設住宅・仮設店舗等の整備 など

●まちの骨格となる都市計画道路の整備

緊急輸送路となる都市計画道路の整備

都市計画道路網の再編 など

●復興地区区分に応じた市街地整備

復興地区区分の設定に基づく事業の推進

地区計画制度によるまち並み誘導 など

■復興地区区分について

復興地区区分の必要性

地域の実情に沿った市街地整備の推進

市街地の特性や被害状況は地域によって異なるため、画一的に市街地整備を進めることは、地域の実情や市民意向に沿わない復興となる恐れがあります。

市街地の早期整備の推進

市街地整備には多大な時間と財源が必要となりますが、市街地の特性や被害状況に応じて復興地区区分を設定することにより、時間と財源を必要な地域に適切に配分でき、市街地の早期整備の推進につながります。

復興地区区分の考え方

まちづくりの主体性や手法が異なる3つの復興地区区分

行政が主体となり、被災した全ての地域の復興まちづくりを画一的に推進することは不可能です。そのため、市街地の特性や発災後に明らかとなる被害状況に応じてまちづくりの主体性や整備手法の異なる3つの復興地区区分を以下のとおり設定します。

復興重点地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に大きな被害を受けた地区等で、様々な都市活動や生活を担う市街地として、まちなか居住等の促進につながる弾力的な市街地開発事業の実施を検討するなど、行政が積極的に地域住民に働きかけて復興を推進する地区

復興推進地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に相当規模の被害を受けた地区及び、その他の市街化区域内において大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の整備を図るとともに、まちづくりルール等を導入し、住民発意により復興を推進する地区

復興促進地区

市街化区域内で被害が散在した地区及び市街化調整区域内で大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の改善を図るとともに、まちづくりルールの導入など、住民・事業者主体による復興を促進する地区

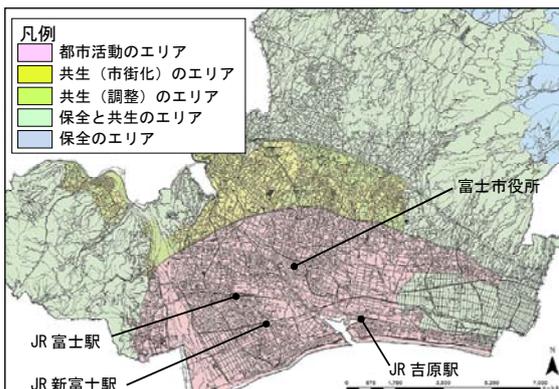
復興地区区分に当てはまらない地域は個別再建を支援

被害の規模が小さいなど、復興地区区分に当てはまらない地域も、都市基盤の復旧と併せて住民や事業者への個別再建支援を行い、復興を促進します。

復興地区区分の設定イメージ

都市計画マスタープランの将来都市構造（将来のまちの骨格図）におけるエリア及び拠点の位置付けや実際の被害状況から市街地復興に係る行政の関与について評価し、復興地区区分を設定します。

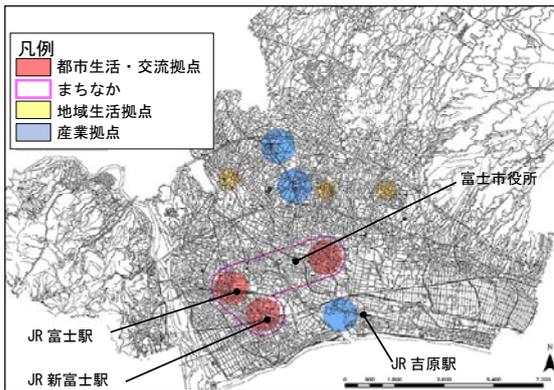
●エリアによる評価



土地利用の最も基本的な考え方であるエリアの位置付けから、市街地復興に係る行政の関与について、以下のとおり評価します。

エリア	評価
都市活動のエリア	高
共生（市街化）のエリア	↑ ↓
共生（調整）のエリア	
保全と共生のエリア	低
保全のエリア	評価外

●拠点による評価



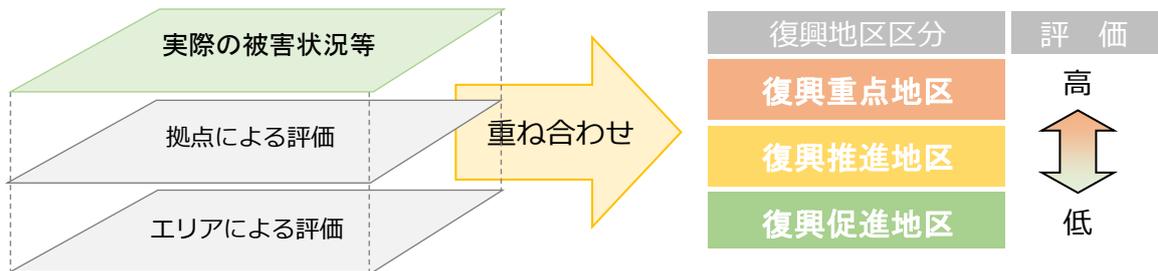
都市機能を適切な箇所へ集約配置する考え方を示した拠点の位置付けから、市街地復興に係る行政の関与について、以下のとおり評価します。

拠点	評価
都市生活・交流拠点	非常に高い
まちなか（拠点を除く）	高
地域生活拠点	高
産業拠点	高

拠点は、都市機能等を集約する地域のため、市街地復興に係る行政の関与についての評価は全て高くなりますが、特に「都市生活・交流拠点」については、本市の「集約・連携型のまちづくり」の構築に向けて極めて重要であるため、他の拠点よりも評価が高くなります。

●復興地区区分の設定

エリアによる評価及び拠点による評価に実際の被害状況等を重ね合わせて、復興地区区分を設定します。



<参考>復興地区区分を例えると…

『病気やケガ』に例えると、それぞれ以下のように言い換えることができます。

<p>復興重点地区</p> <p>弾力的な市街地開発事業等により市街地整備を推進する</p> <p>外科手術を行い、健康な状態に回復させる</p>	<p>復興推進地区</p> <p>道路整備やまちづくりルール等により総合的な市街地整備を推進する</p> <p>入院治療により、健康な状態に回復させる</p>	<p>復興促進地区</p> <p>まちづくりルール等により街並みや住環境等の改善を図る</p> <p>健康指導や生活改善により健康な状態に回復させる</p>
--	--	---

(2)住環境の復興

■住環境の復興に係る目標

地域のつながりに配慮した住まいの確保等、 良好な住環境の形成

被災者の安定した暮らしを早期に取り戻せるよう、被災前からの地域のつながりに配慮した居住の場を確保するとともに、日常生活を送る上で欠かせないライフラインや医療・福祉・教育機能等の早期確保を図り、良好な住環境の形成を実現します。

■目標達成のための基本方針

方針1 地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備

避難所生活から仮設住宅や復興公営住宅等へ移行する際には、被災者が安心して暮らせるよう、現在の地域コミュニティの継続に配慮して、仮設住宅及び復興公営住宅の整備や借上げによる住宅を確保するとともに、一定のコミュニティ単位が継続して入居できる仕組みを取り入れます。

方針2 住宅再建支援の充実

住宅の建替えや修理等に関する相談窓口等を設置するとともに、被害状況に応じた住宅再建支援を推進します。

方針3 ライフラインの早期確保

電気、水道、ガス、通信等の各事業者と連携し、ライフラインの早期確保に努めるとともに、設備の防災対策の強化を図ります。

方針4 医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復

被災した医療・保健・福祉事業者の支援策を検討するとともに、避難所や仮設住宅等における巡回健康相談等の推進など、医療・保健・福祉サービスの質の維持に努めます。

また、発災後の教育活動を早期に再開するため、児童・生徒が安心して学べる場の確保を図り、関係機関との連携により教育の質を維持できるよう努めます。

方針5 生活道路や公共交通の機能回復

都市計画道路網の整備と併せた生活道路の機能回復を行うとともに、地域内・地域間の移動手段確保のため、事業者等と連携し、公共交通機能の早期回復を図ります。

住環境の復興で想定される主な取組

- **地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備**
 - 障がいのある人や高齢者等に配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備
 - 集会所や広場を併設した仮設住宅・復興公営住宅の整備
 - 仮設住宅等が不足する地域等の民間賃貸住宅の借上げと供給
 - 既存の地域コミュニティを尊重した入居方式の導入 など

- **住宅再建支援の充実**
 - 住宅再建のための相談会の実施
 - 住宅再建支援金の給付
 - 住宅の新築・建替え・修理等の融資に対する利子補給
 - 効率的ながれきの撤去 など

- **ライフラインの早期確保**
 - ライフライン被災状況の把握と市民への情報提供
 - 上下水道設備の耐震化
 - 液状化対策の実施
 - 早期確保に向けたライフライン事業者との調整 など

- **医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復**
 - 巡回健康相談の実施
 - 高齢者や障がいのある人への外出支援
 - 被災児童への個別カウンセリングの実施及び教育復興加配教員の配置 など

- **生活道路や公共交通の機能回復**
 - 生活道路の機能回復
 - 官民協働による地域公共交通の再構築 など

(3)産業の復興

■産業の復興に係る目標

事業者の事業継続及び産業活動の早期再開

事業用地や流通ルートとなる都市基盤施設の復旧と併せて、第一次産業から第三次産業までの事業者の操業再開に向けた支援制度の構築を図り、事業者の事業継続及び産業活動の早期再開を実現します。

■目標達成のための基本方針

方針1 産業拠点機能の早期回復

産業拠点では、産業基盤となる道路やライフラインの整備を推進し、産業拠点としての機能の早期回復に努めます。

方針2 工場等における事業継続の促進

工場、事業所等においては、損壊した設備の早期復旧や工場等の再建のために、国及び県等との連携を含め、事業者の実情を踏まえた支援策を検討します。

方針3 商業活動の継続性の確保

市民が生活必需品を確保できる環境を形成するため、商業者等と連携を図り、仮設店舗等の商業活動を行う場づくりなど、発災後も商業活動が維持できる環境整備を推進します。

方針4 農林漁業等の早期再建

被災した農道や林道、漁港等の整備を進め、早期の回復を図ります。その他、農業等従事者の意向を踏まえ、必要な支援策を検討・実施します。

産業の復興で想定される主な取組

●産業拠点機能の早期回復

産業基盤（道路・ライフライン等）の整備 など

●工場等における事業継続の促進

共同仮設工場・仮設事業所の用地の確保及び建設の支援

災害特別融資制度等による金融支援

合同就職相談会等の実施による雇用の確保 など

●商業活動の継続性の確保

仮設商店街の用地の確保及び建設の支援

災害特別融資制度等による金融支援

来街者のための仮設駐車場・公共交通の整備 など

●農林漁業等の早期再建

農道・林道・漁港・市場の整備

災害特別融資制度等による金融支援

農地等における堆積物の除去及び液状化対策の実施

農産物・水産物のブランド化と販売促進 など

仮設商店街の様子



(神戸市)



(女川町)

(4)復興の体制等

■復興の体制等に係る目標

市民・事業者・行政の協働による

復興まちづくり体制の構築

復興に対する市民や事業者の不安を解消し、関係者の合意形成に基づく復興まちづくりを円滑に進めていくため、関係者相互の情報共有を図りながら、市民や事業者の意向を反映した計画づくりや取組を実践できる体制を構築します。

■目標達成のための基本方針

方針1 協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信

発災後は、本計画の考え方を踏まえながら、市民や事業者との協働による復興計画を早期に策定するとともに、復興計画に基づく復興事業計画の策定や復興事業の実施等、各段階においてきめ細かく情報発信・意向把握等に努めます。

方針2 人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進

他自治体への支援要請を含めて行政職員の確保を図るとともに、専門分野を検討するためのコンサルタントや有識者等の人材確保に努めます。

また、市民・事業者・行政が協働で復興を進める上で様々な議論、調整を行う場として、復興まちづくり協議会等の設置を促進します。

方針3 復興の進め方及び役割の明確化

復興までの全体像や段階ごとの取組の進め方、市民・事業者・行政が担う役割を明確にし、関係者間で共有します。

方針4 行政内及び行政間の連携強化

復興まちづくりにおいて司令塔としての役割を果たす行政においては、様々な復興の取組を円滑に進められるよう庁内体制を構築するとともに、国や県、周辺市町との連携強化を図ります。

復興の体制等で想定される主な取組

- 協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信
復興計画策定に係る市民懇話会の設置
復興計画策定に係る住民説明会の実施及び広報紙の発行
住民意向調査・事業所アンケート調査の実施 など
- 人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進
復興まちづくり組織の設置
復興まちづくりコーディネーターの派遣
復興まちづくりのリーダーとなる人材の育成
復興まちづくりの有識者やNPO等の中間支援組織との連携 など
- 復興の進め方及び役割の明確化
復興プロセスの周知のためのチラシ等の配布
各復興段階における住民説明会等の実施
復興業務等に関する相談窓口の設置 など
- 行政内及び行政間の連携強化
震災復興本部の設置
国・県職員等の派遣要請 など

地域の復興まちづくりについて

本編では、本市全体に係る復興まちづくりの方針等を示していますが、復興まちづくりを迅速かつ着実に進めていくためには、本編を踏まえ、被害状況や地域特性に応じ、各地域の復興まちづくりの目標や方針等が必要となります。

地域の復興まちづくりの推進には、地域住民の参画が不可欠であり、復興まちづくり訓練（P59）等を通じて、市民・事業者・行政、更には専門家等の連携が必要となります。



富士駅北口周辺地区復興まちづくり訓練

家庭・地域での災害への備え

(1) 防災マップの確認

本市では、静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、平成26年3月に防災マップを新たに作成・配布しています。防災マップには、様々な災害の危険場所や避難場所の掲載のほか、住まいの安全対策や備蓄品リスト、災害図上訓練（DIG）の実施方法などを掲載しています。

配布場所

富士市消防防災庁舎3階 防災危機管理課



(2) 災害図上訓練（DIG）

DIGとは、Disaster(災害) Imagination(想像) Gameの略で、地域の情報を洗い出すとともに、発災時の行動をイメージし、発災時の地域の強み・弱みの把握するための図上訓練です。災害に弱い点に対して、家庭や地域でできること等について話し合います。

(防災マップ P.21-24 参照)



III 復興プロセス編

1

復興プロセス編の概要

(1)復興プロセス編とは

復興プロセス編とは、発災後の復興の取組の中で、市民・事業者及び行政のそれぞれのうごきについて、示したものです。今何をすべきか、どのような支援があるのかを把握することで、スムーズな復興まちづくりの推進を図ります。

(2)復興プロセス編の構成

復興プロセス編では以下の内容について示します。

復興プロセス編の概要

復興プロセス編の考え方と構成について示します。

復興まちづくりのながれ

発災から復興までの一般的な経過や復興まちづくりの概況について示します。

復興まちづくりの体制

市民・事業者・行政等の協働による復興まちづくりの体制づくりについて示します。

分野別の復興プロセス

復興ビジョン編で示した分野別の復興プロセスにおける、市民等の具体的なうごきや行政からの支援について示します。

復興まちづくりへの意識向上の取組

地域協働や行政内の取組など、復興まちづくりに係る平常時の取組について示します。

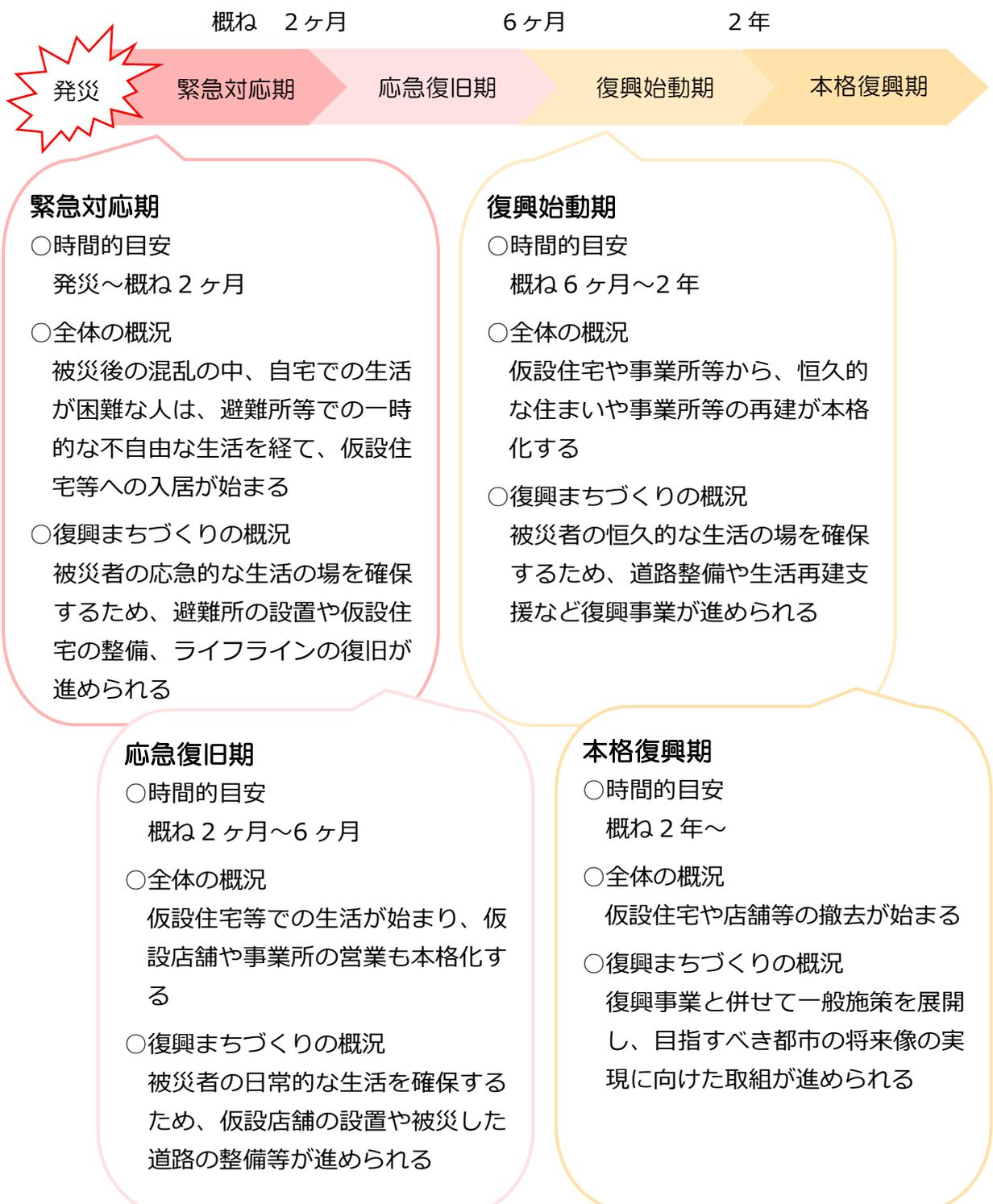
(3) 震災の教訓を活かす

実効性のある計画とするため、復興ビジョン編で示した震災の教訓について、復興プロセス編においても、以下のとおり反映します。

	震災の教訓	復興プロセス等での反映事項
市街地の復興	地籍調査の未完了に伴う復興事業の遅れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時からの計画的な地籍調査の実施 ⇒ 【分野別の復興プロセス（市街地）で反映】
	多大な時間を要した合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働による復興まちづくり体制の構築 ⇒ 【市民・事業者・行政の役割で反映】 ・ 復興まちづくり訓練を通じた復興まちづくり計画（案）の作成 ⇒ 【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】
住環境の復興	地域コミュニティの維持困難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの仮設住宅必要戸数の事前把握及び必要数に応じた配置の検討 ・ 地域住民の避難先を地域で把握 ⇒ 【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】
	避難生活の長期化による健康や教育環境の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧期までに仮設住宅への入居を実施 ⇒ 【分野別の復興プロセス（住宅等）で反映】 ・ 巡回指導による健康支援の実施 ⇒ 【分野別の復興プロセス（医療・保健・福祉）で反映】
産業の復興	産業活動の縮小、人手不足の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ B C P（事業継続計画）の策定 ⇒ 【分野別の復興プロセス（商業・工業）で反映】 ・ 合同就職相談会の実施による雇用の確保 ⇒ 【分野別の復興プロセス（商業・工業）で反映】 ・ 自己再建が困難な事業者による事業の共同化 ⇒ 【分野別の復興プロセス（農林漁業）で反映】
復興の体制等	発災直後の行政・住民双方の混乱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興まちづくりへの意識向上 ⇒ 【復興まちづくりへの意識向上の取組で反映】
	行政内及び行政間の連携不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動マニュアルにおける行政手続・連携方策等の明確化

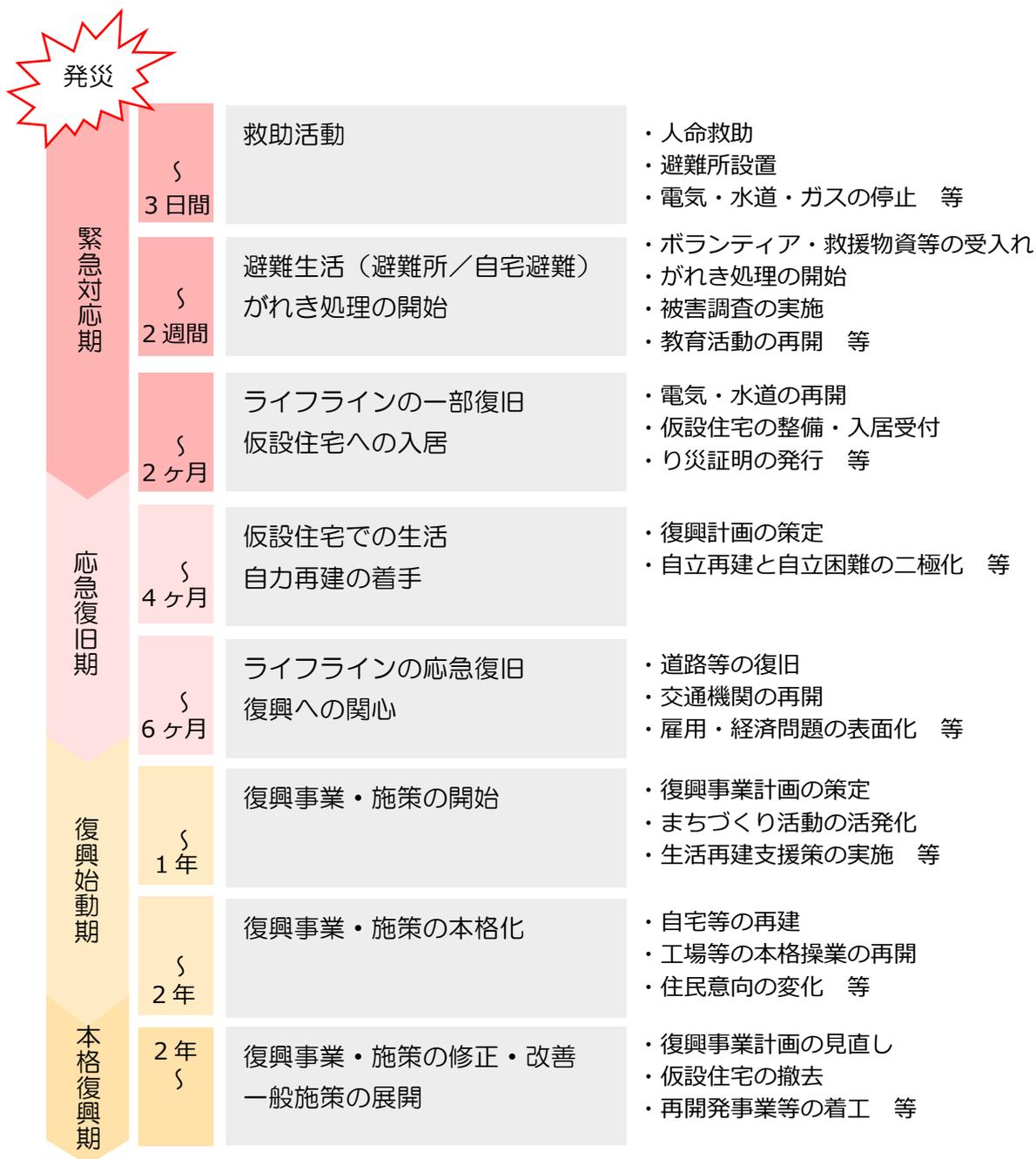
(1)復興まちづくりのステップ

地震等により大きな被害が発生した場合、本格的な復興までには多大な時間を要するため、発災後の時間的経過に伴う4つのステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進めていきます。



(2)復興までの一般的な経過

被災の状況やまちづくりの熟度等により、復興までの経過は異なりますが、過去の震災等における、発災から復興までの一般的な経過は以下のとおりです。



がれきの処理について

復興まちづくりを迅速かつ着実に進めるためには、がれきの撤去や処分といったがれきの処理を計画的に実施する事が重要です。本市では、市民・ボランティア等の協力のもと、がれきの処理を計画的に実施するため、「(仮称) 富士市災害廃棄物処理計画」を平成 28 年度に策定する予定です。

3

復興まちづくりの体制

(1) 自助・共助・公助

■ 自助・共助・公助の復興活動

被災した際には、自らのくらしの再建は被災者自身が行うこと（自助）が原則です。しかし、復興の過程の中で、個人や家庭ではできないことについては、地域の力（共助）や、行政の支援（公助）を借りて、復興を進めていきます。

自助・共助・公助とは

- 自助：自ら（家族）の命は自ら守ること、または備えること
⇒被災した自宅及び周辺の片づけ、改修、建替え等
- 共助：互いに助け合って地域を守ること、または備えること
⇒地域内の片づけ、まちの復興の計画づくり等
- 公助：行政等による救助活動など、公的支援のこと
⇒道路等の都市基盤の整備、各種補助・支援等

■ 自助・共助・公助の担い手

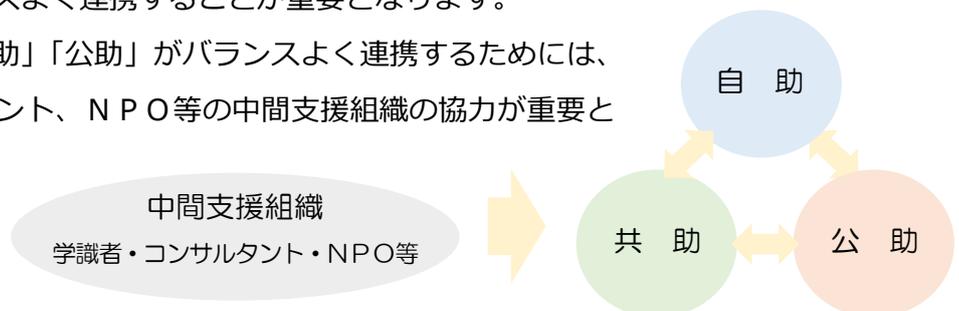
自助・共助・公助において想定される担い手は以下のとおりです。

自助	市民、事業者
共助	市民、事業者、町内会、自主防災会、まちづくり協議会等
公助	国、県、市等の行政機関（自衛隊や消防、警察等を含む）

■ 自助・共助・公助の連携

復興まちづくりを着実に進めていくためには、自宅の再建など被災者自身が行動する「自助」の取組、地域の結びつきを活かした「共助」の取組、「自助」「共助」を支援する「公助」の取組がバランスよく連携することが重要となります。

また、「自助」「共助」「公助」がバランスよく連携するためには、学識者やコンサルタント、NPO等の中間支援組織の協力が重要となります。



中間支援組織とは

住民と行政をつなぐ組織であり、被災地のニーズと支援がマッチするよう、学識者やコンサルタント、NPO等が中心となり、住民と行政間の連絡・調整を行います。

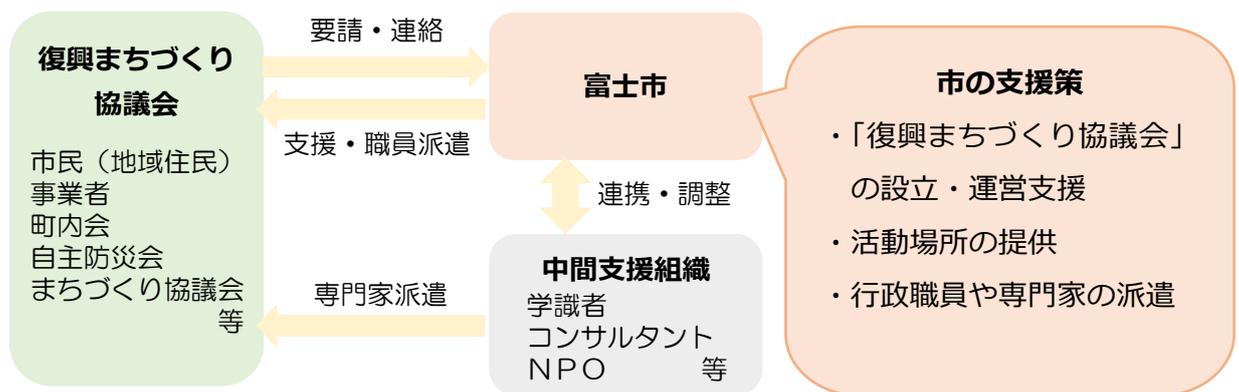
(2)協働による復興まちづくり体制

被災した地域が迅速かつ着実に復興するため、ここでは市民・事業者・行政及び中間支援組織等の協働による復興まちづくりの体制づくりや活動内容等について示します。

■復興まちづくりの体制づくり

建物の倒壊や道路等の被害が面的に発生した地域では、復興後、同じ被害を発生させないためにも、地域が一体となった復興まちづくりを進める必要がありますが、そのためには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、「復興まちづくり協議会」等の地域の復興まちづくりの方針等を検討するための組織が重要となります。

なお、組織の設立や運営については、地域住民等が主体となりますが、地域住民だけでは困難であることが想定されるため、行政が支援するとともに、コンサルタントや学識者等をはじめとする中間支援組織の参画が必要となります。



■復興地区区分に応じた復興まちづくり組織の設立支援

復興地区区分のうち、特に「復興重点地区」では、早期かつ一体的な整備を推進するため、「復興まちづくり協議会」等の復興まちづくり組織が必要であり、地域住民の発意がない場合でも、行政が積極的に復興まちづくり組織の設立を推進します。

一方、「復興推進地区」や「復興促進地区」は、一体的なまちづくりは必要ですが、あくまで地域が主体となってまちづくりを進めていく地区であるため、地域住民等による発意があった場合について、行政は設立等の支援を実施します。

地区区分	復興まちづくり組織の設立に係る行政の関与
復興重点地区	地域住民等の発意がない場合でも、行政が積極的に設立を推進する
復興推進地区	地域住民等の発意があった場合について、設立を支援する
復興促進地区	

■復興まちづくり組織（案）

地域が主体となった復興まちづくり体制としては、発災後に地域の復興まちづくりの方針等を検討する「復興まちづくり協議会」と、その準備組織として委員の募集や規約案等を検討する「復興まちづくり準備会」が考えられます。

●復興まちづくり準備会

地域住民が中心となり「復興まちづくり協議会」の準備組織である「復興まちづくり準備会」を組織し、「復興まちづくり協議会」の規約案の検討や委員の募集等を行います。

設置時期（目安）	発災前～発災後概ね2ヶ月
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂等
構成メンバー（案）	地域住民、地域の事業者、町内会、自主防災会 まちづくり協議会等
活動内容	「復興まちづくり協議会」の委員募集 「復興まちづくり協議会」の規約案の検討 復興まちづくりに対する地域住民の意識向上

●復興まちづくり協議会

「復興まちづくり準備会」の会員や被災住民が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」を設置し、地域住民の意向把握や情報提供、復興まちづくり案の作成等を行います。

設置時期（目安）	発災後概ね2ヶ月～
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂等
構成メンバー（案）	復興まちづくり準備会委員 被災した地域住民や地域の事業者、中間支援組織等
活動内容	地域住民への情報提供 地域住民の生活再建等の意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案

■既存のまちづくり組織等の活用

「復興まちづくり協議会」等の設立には、既存の組織等を活用することが考えられます。本市では自主防災活動が活発なことから次の組織の活用が考えられます。

●自主防災会

本市は、平成 27 年 6 月現在において、387 の自治会に対し、388 の自主防災会が組織されており、災害が発生した際には、救助活動や避難状況の把握、炊き出し等の自主防災活動を実施します。

●地区防災会議

各地区における防災対策の情報共有や意見交換の場として、地域が主体となって地区防災会議が開催されています。会議の委員は、町内会長や自主防災会長のほか、各種団体の代表者や避難所の管理者、市職員等で構成され、地域の防災力の向上に努めています。

■復興まちづくり組織が出来ない場合

地域住民で復興への考え方が共有できない等の理由により、地域が主体となった復興まちづくり体制が出来ない場合は、行政主導や被災者個人による復興を進めることとなります。行政主導の復興となると、住民の合意形成に非常に時間を要し、「復興まちづくり協議会」が設置されている地域と比べ、復興が遅くなることが危惧されます。

また、個人への各種復興支援だけでは、地域として一体感のある復興まちづくりの推進が困難となります。

復興まちづくり協議会の活動事例

石巻市 北上まちづくり委員会	
設立経緯	復興まちづくりにおいて、地域の均衡ある発展及び活性化を図るため、市民と行政との連携により設立された。
構成メンバー	各集落の行政区長、商工会、漁協、農協などの地域団体代表、公募市民
主な検討内容	北上地域まちづくり委員会の開催 ・北上地域における復興の在り方について ・北上町集落調査報告、集落構想マップ、北上かわらばんの発行 など
	北上地域まちづくり委員会分科会の開催 ・若い人を中心に北上の仕事づくりを考える等



4

分野別の復興プロセス

復興プロセスにおいて、市民・事業者等が把握しておく必要があるそれぞれのうごきや行政の支援等を分野別に示します。

(1) 分野別の復興プロセスの考え方等

■ 各分野の主な内容について

分野別の復興プロセスは、以下の 5 つの分野における段階的な復興まちづくりの取組を示します。

分野	主な内容
市街地の復興	被害の確認から市街地再開発事業等の面的整備までの市民のうごきや行政の支援等を示します。
住宅等の復興	避難所等への避難から自宅の再建等までの市民のうごきや行政の支援等を示します。
医療・保健・福祉の復興	被害の確認から、通常どおりのサービス提供までの事業者のうごきや行政の支援等を示します。
商業・工業の復興	被害の確認から、本格営業（操業）再開までの事業者のうごきや行政の支援等を示します。
農林漁業の復興	被害の確認から、本格的な操業再開までの従事者のうごきや行政の支援等を示します。

本計画で示す分野別の復興プロセスは、被害が甚大な地域を想定したものであり、あくまで一例です。被害の状況や地域の特性によって、復興のプロセスは異なります。

■ 各主体別のうごきの考え方について

分野別の復興プロセスでは、各項目において、「市民・事業者のうごき」、「地域等のうごき」、「行政のうごき・支援策」を示しています。それぞれの考え方は以下のとおりです。

項目	考え方
市民・事業者のうごき	市民・事業者が自宅の再建や復興まちづくり等において、自主的に実施すべき内容を示しています。
地域等のうごき	市民・事業者や中間支援組織等が、地域の復興まちづくりにおいて実施すべき内容を示しています。地域の担い手としては、町内会や自主防災組織、まちづくり協議会や復興まちづくり協議会等が想定されます。
行政のうごき・支援策	各項目において、市民・事業者が知っておくべき行政のうごきや、市民・事業者等の再建にかかる支援策等を示しています。

(2)分野別の復興プロセス

分野別の復興プロセスについて、段階的な取組を示します。

■市街地の復興プロセス

		市民・事業者のうごき	
<div style="text-align: center;"> 発災前 発災 緊急対応期 応急復旧期 </div>		発災前	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、自主防災会の本部設置場所を確認する。 ● 市民・事業者は、自宅や事業所等が倒壊しないよう、建物の耐震化を行う。 ● 市民・事業者は、行政が実施する地籍調査に協力する。
	被害確認	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、自宅の被害の程度を確認し、自主防災会に報告する。 ● 事業者は、事業所等の被害の程度を確認し、商工会議所等に報告する。
	復興方針の策定	復興方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、行政が作成する復興方針を把握する。
	復興地区区分の設定	復興地区区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、自らが所有する土地がどの復興地区に区分されたか把握する。
	<small><復興重点地区></small> 第一次建築制限	建築制限 第一次	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。
	意向調査	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興計画策定に係る意向調査に協力する。
	復興計画の策定	復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興計画策定に係る説明会等に積極的に参加する。
	<small><復興重点地区の一部></small> 第二次建築制限	建築制限 第二次	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。
	復興まちづくり準備会の設置	復興まちづくり準備会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興まちづくり準備会に積極的に参画し、活動への理解と協力を行う。
	復興まちづくり協議会の設置	復興まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興まちづくり協議会に積極的に参画し、協議会の活動への理解と協力を行う。
	意向調査	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者は、復興まちづくり協議会が実施する意向調査に協力する。

地域等のうごき

- 自主防災会は、地域住民の防災意識向上を図るため、防災訓練等を定期的実施する。
- 事業者は、事業所内の防災訓練のほか、地域の自主防災会と協働での防災訓練を実施する。
- 自主防災会は、地域の被害状況を集約し、地区まちづくりセンターへ報告する。
- 自主防災会は、地域を巡回し、被害状況の報告のない世帯の被害状況を確認する。
- 町内会やまちづくり協議会は、復興方針について、地域住民への周知に協力する。
- 町内会やまちづくり協議会は、自らの地区がどの復興地区に区分されたか把握する。
- 町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。
- 町内会やまちづくり協議会は、地域住民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。
- 町内会やまちづくり協議会は、地域住民に対し、復興計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。
- 町内会やまちづくり協議会は、自らの地区に建築制限がされた場合は、所有者の把握等について、行政に協力する。
- 地域住民や地域事業者、町内会等が中心となって復興まちづくり準備会を設立し、復興まちづくり協議会の委員募集や規約案を検討する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
- 復興まちづくり準備会が中心となって、復興まちづくり協議会を設立し、地域の復興まちづくり計画等を検討する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり協議会の設立や運営を支援する。
- 復興まちづくり協議会は、地域住民や地域事業者に対し、復興まちづくりに係る意向調査を実施する。
- 中間支援組織は、意向調査の内容や手法について、復興まちづくり協議会を支援する。

行政のうごき・支援策

- 大きな被害が想定される地域や建物が密集している地域などを中心に、計画的に地籍調査を実施する。
- 大きな被害が想定される地域やまちづくりに課題を抱えている地域等において、市民・事業者等との協働による復興まちづくり訓練（P59 参照）を実施する。
- 応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する住宅等の安全性を判定する。
- 自主防災会からの報告を基に、特に被害が大きかった地域等から順に被害調査を実施する。
- 復興まちづくりの方向性を示す復興方針を策定し、市民等に対して周知を図る。
- 被害状況や都市計画マスタープランにおける地域の位置付けから、復興地区区分を設定し周知する。
- 復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区において、発災後から最長2ヶ月の建築制限を実施する。
- 復興計画の策定に向け、市民や事業者の意向を反映するため、意向調査を実施する。
- 市街地整備の方針等を示す復興計画を策定し、計画の内容について市民・事業者等と共有するための説明会を開催する。
- 復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、復興重点地区内の面的整備等を実施する地区において、発災後から最長2年の建築制限を実施する。
- 行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり準備会の設立や運営を支援する。
- 行政職員や専門家の派遣、活動場所の提供など、復興まちづくり協議会の設立や運営を支援する。
- 意向調査の実施について、行政が把握している他の地域へ避難している地域住民等への周知に協力する。

		市民・事業者のうごき	
復興始動期	復興まちづくり計画の策定	復興まちづくり計画	●市民・事業者は、復興まちづくり協議会が開催する復興まちづくり計画に係る説明会に参加する。
	<街並み等を整備する場合> まちづくりルール	まちづくりルール	●市民・事業者は、まちづくりルールの策定に係る説明会に参加し、内容を把握するとともに、新たに建築等をする場合は策定されたまちづくりルールを遵守する。
	復興事業計画の策定	復興事業計画	●市民・事業者は、復興事業計画に係る説明会に参加し、計画の内容や整備時期等を把握する。
	<基盤整備・面的整備等をする場合> 調査・測量・設計	調査・測量・設計	●市民・事業者は、復興事業のための現地調査に立会うなど、行政に協力する。
	<基盤整備をする場合> 基盤整備の開始	基盤整備	●市民・事業者は、被災した道路等の基盤整備に係る説明会に参加し、内容を把握し整備に協力する。
	<面的整備をする場合> 面的整備の開始	面的整備	●面的整備の対象地域の市民・事業者は、整備の内容や時期等について協議するための組合等に参画する。
	意向調査の実施	意向調査	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しのための意向調査に協力する。
	復興事業計画の見直し	復興事業計画の見直し	●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る説明会等に参加し、見直しの内容等を把握する。 ●市民・事業者は、復興事業計画の見直しに係る調査等へ協力する。
本格復興期			

地域等のうごき

- 復興まちづくり協議会は、意向調査の結果等から、地域の事業者の再建も含めた復興まちづくりの方針等を示す復興まちづくり計画を策定する。
- 復興まちづくり協議会は、地域住民や地域事業者を対象とした説明会を開催する。
- 中間支援組織は、復興まちづくり計画の策定や説明会の開催について支援する。
- 復興まちづくり協議会は、良好な街並み景観等の形成を図るため、建物の高さや色彩など、地域の特性にあったまちづくりのルールを策定し、地域住民や事業者に周知する。
- 中間支援組織は、まちづくりルール策定のための資料の作成やファシリテート等の支援を実施する。
- 復興まちづくり協議会は、復興まちづくり計画で位置付けた復興事業の内容について、行政と協議する。
- 町内会は、地域住民に対し、復興事業計画策定に係る説明会への参加を呼びかける。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地権者の把握や周知等について、行政に協力する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域住民に対し、被災した道路等の基盤整備に係る説明会への参加を呼びかける。
- 対象地域の市民・事業者は、面的整備の内容や整備時期等について協議するための組合を設置し、事業計画を策定する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る意向調査への協力を呼びかける。
- 復興まちづくり協議会は、意向調査の内容等について行政と協議する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域住民に対し、復興事業計画の見直しに係る説明会への参加を呼びかける。

行政のうごき・支援策

- 行政職員を派遣し、復興まちづくり計画に対して、復興計画と整合を図るための必要な助言を行うとともに説明会の会場等を提供する。
- 説明会の開催等について、行政が把握している他の地域へ避難している地域住民等に周知する。
- 行政職員を派遣し、まちづくりルールについて助言するとともに、コンサルタント等を派遣し、会議の運営を支援する。
- 復興計画や地域の復興まちづくり計画、意向調査の結果を踏まえ、復興事業計画を策定する。
- 復興事業計画の内容について、市民・事業者と共有するための説明会を開催する。
- 被災した道路等の基盤整備や市街地再開発事業等の面的整備のため、地権者の協力のもと、調査・測量等を実施する。
- 復興事業計画に基づき、被災した道路等の基盤整備を実施するとともに、市民・事業者について整備内容等を周知するための説明会を開催する。
- 対象地域の市民・事業者を対象とした説明会を実施し、事業計画を策定するための組合の設置や運営を支援する。
- 策定した事業計画に基づき、市街地再開発事業等の面的整備を実施する。
- 市民・事業者の復興まちづくりへの意向の変化を確認し、復興事業計画の見直しを図るための意向調査を実施する。
- 意向調査の結果や復興事業の進捗等を踏まえ、復興事業計画の見直しを実施する。
- 復興事業計画の見直しの内容等について、周知するための説明会を開催する。

■住宅等の復興プロセス

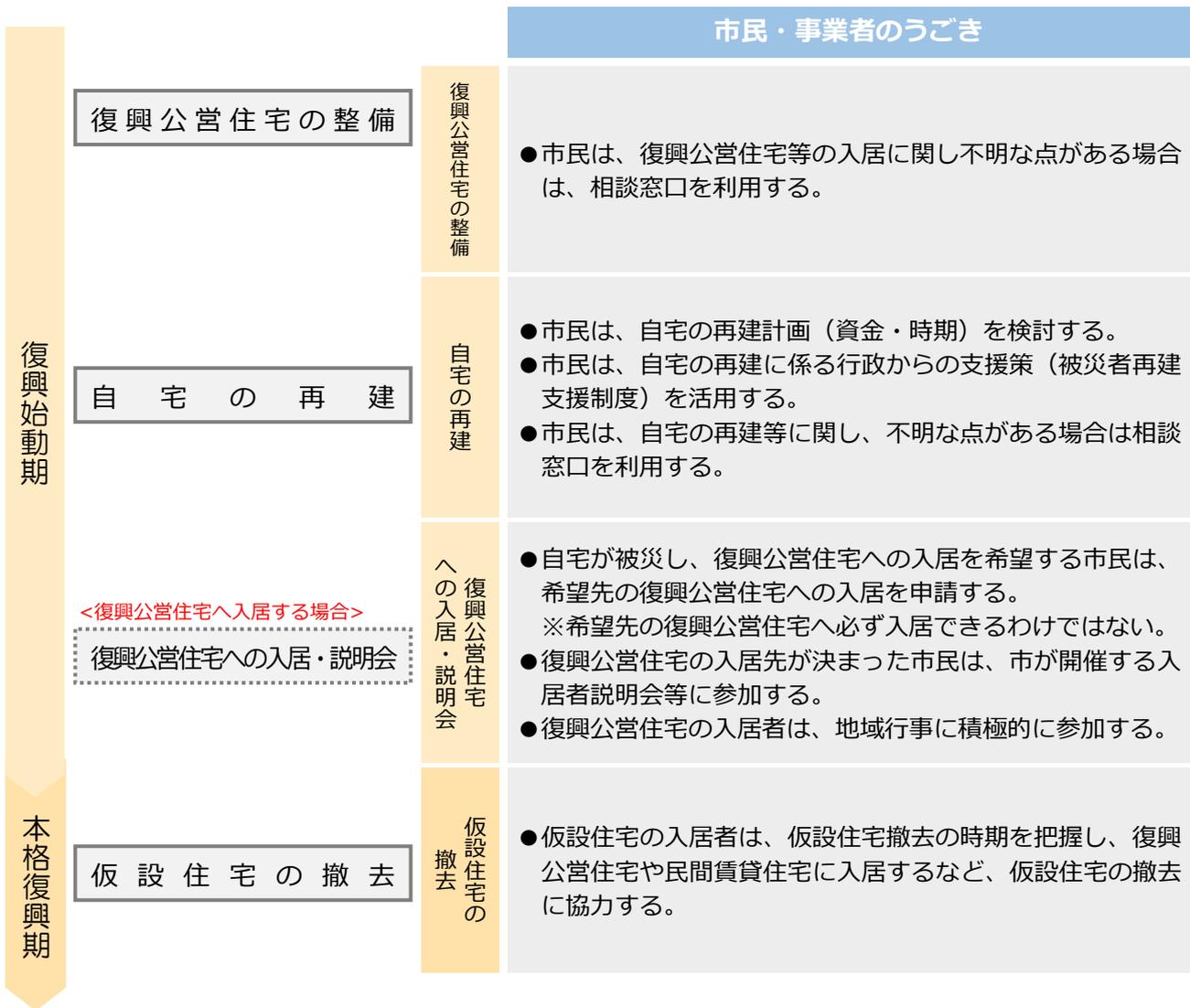
		市民・事業者のうごき	
緊急対応期	発災前	発災前	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、自宅が倒壊しないよう、建物の耐震化を図る。 ● 市民は、被災した場合の自宅の再建計画を検討する。
	発災	避難所等への避難	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅が被災した市民は、市指定の避難所や親戚宅等に避難し、自宅での生活が可能な市民は、自宅での生活を継続する。
		被害確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地の復興プロセスの同項目参照 (P44)。
		り災証明	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅が被災した市民は、り災証明を申請し、自宅の被害認定の状況を確認する。(P50)
		意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、仮設住宅の種類や入居条件、応急修理の申請方法等について冊子等で確認し、正しく理解する。 ● 市民は、仮設住宅やその種類(建設型・借上げ型)別の必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。
		<半壊以上で修理する場合> 応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅の被害が半壊のうち、仮設住宅に入居せず修理により自宅での生活が可能な市民は、市に応急修理を依頼する。
		仮設住宅の整備・確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は、仮設住宅等の入居に関し不明な点がある場合は、相談窓口を利用する。
		授業の再開	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の保護者は、通学路及び通学方法を把握し、安全性を確認する。 ● 児童・生徒の保護者は、授業再開に向けて不足している学用品等を把握し、不足を学校に申し出る。
		<仮設住宅へ入居する場合> 仮設住宅への入居・説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 自宅が被災し、仮設住宅への入居を希望する市民は、希望先の仮設住宅の入居を申請する。 ※希望先の仮設住宅へ必ず入居できるわけではない。 ● 仮設住宅の入居先が決まった市民は、市が開催する入居者説明会等に参加する。 ● 仮設住宅の入居者は、地域行事に積極的に参加する。
	応急復旧期		避難所の閉鎖
		教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 応急住宅の場所により、従来の学校への登校が難しい場合は、教育委員会へ相談する。
		説明会・意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民は自宅の再建等の支援制度等に関する説明会に参加し、制度等を正しく理解する。 ● 市民は、自宅の再建や復興公営住宅の入居希望等を把握するための意向調査に協力する。

地域等のうごき

- 自主防災会は、施設管理者等と協力して避難所運営等の訓練を実施し、避難所の運営体制等を確認する。
- 自主防災会は、施設管理者等と協力して、避難者の受付など、避難所を運営する。
- 避難所へ避難した市民は、避難所の運営に協力する。
- 市街地の復興プロセスの同項目参照（P45）。
- 自主防災会は、り災証明の申請場所や申請方法等について、地域住民の周知に協力する。
- 町内会や自主防災会は、地域住民に対し、行政が実施する意向調査への協力を呼びかける。
- 町内会や自主防災会は、応急修理の相談窓口の設置について、地域住民の周知に協力する。
- 町内会や自主防災会は、仮設住宅の入居要件や相談窓口の設置について、地域住民への周知に協力する。
- 町内会やまちづくり協議会、PTA等は、通学路の安全性を確認する。
- 町内会や自主防災会は、できる限り地域住民の入居先の把握に努める。
- 町内会やまちづくり協議会は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。
- 中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。
- 自主防災会は、避難所閉鎖時期等について、避難者への周知に協力する。
- 復興まちづくり協議会は、教育施設の整備に係る地域住民等への周知に協力する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域住民に対し、説明会への参加や復興公営住宅入居等の意向調査への協力を呼びかける。

行政のうごき・支援策

- 耐震診断や耐震補強のための費用を助成する。
- 仮設住宅の建設候補地や建設可能戸数を検討し、市民に対して周知を図る。
- 行政職員を派遣し、施設管理者と協力して避難所を開設する。
- 行政職員を派遣し、避難所の運営を支援する。
- 市街地の復興プロセスの同項目参照（P45）。
- 被害調査の結果から、自宅が被災した市民に対し、り災証明を発行する。
- 仮設住宅の種類や入居条件等、応急修理等の申請方法等について冊子等で周知する。
- 仮設住宅やその種類（建設型・借上げ型）別の必要戸数等を把握するための意向調査を実施する。
- 応急修理のための相談窓口を設置する。
- 応急修理が必要な世帯に、修理業者を派遣する。
- 仮設住宅に関する相談窓口を設置する。
- 意向調査の結果を踏まえ、仮設住宅の建設型及び借上げ型の必要戸数を確保する。
- 避難所としての校舎の使用状況や被害状況等を考慮し、仮設校舎の建設や代替施設を確保するなどして、可能な限りの授業を再開する。
- 児童生徒に対し、不足している学用品を提供する。
- 地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。
- 入居者のための説明会等を開催する。
- 仮設住宅の供給が間に合わず、民間の賃貸住宅等に入居した市民に対しての支援を検討する
- 仮設住宅の整備状況や避難者数等を考慮し、施設管理者と相談して、避難所を閉鎖する。
- 避難所の閉鎖時期等について、避難者へ周知する。
- 施設の被害状況や児童・生徒数を踏まえ、本格的な授業の再開のため、教育施設を整備する。
- 復興公営住宅入居や自宅の再建支援制度等に係る説明会等を開催する。
- 復興公営住宅の必要戸数や自宅の再建支援策を検討するための意向調査を実施する。



り災証明とは

市職員等が現地調査等による被害調査で確認した家屋などの被害状況を証明するものです。被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、流失、床上浸水、床下浸水等があります。

り災証明は、仮設住宅・復興公営住宅への入居や応急修理、各種補助金等に必要となるほか、地震保険等の保険金の支払請求時にも必要となります。

地域等のうごき

- 復興まちづくり協議会は、意向調査では把握しきれない復興公営住宅のニーズ等について、地域住民の意向を把握し、行政に報告する。
- 中間支援組織は、復興公営住宅のニーズの把握について、復興まちづくり協議会を支援する。

- 復興まちづくり協議会は、自宅の再建について、敷地面積や資金等の問題により個別再建が難しい地域がある場合は、地権者と協力して、建物の共同化等を検討する。
- 復興まちづくり協議会や町内会は、自宅の再建に係る支援策や相談窓口の設置について、地域住民への周知に協力する。

- 復興まちづくり協議会や町内会は、地域コミュニティ維持のためのイベント等を開催する。
- 中間支援組織は、地域コミュニティ維持のためのイベント等の開催を支援する。

- 復興まちづくり協議会や町内会は、仮設住宅の撤去時期等について、入居者への周知に協力する。

行政のうごき・支援策

- 意向調査の結果や復興まちづくり協議会の報告等を踏まえ、復興公営住宅の必要戸数を確保する。
- 復興公営住宅に関する相談窓口を設置する。

- 半壊以上の自宅を再建（新築・修繕等）する場合は一部費用を助成する。
- 建物の共同化に対して、支援を検討する。
- 自宅の再建に係る相談窓口を設置する。

- 地域コミュニティや要配慮者等を考慮した入居方式を導入する。
- 入居者のための説明会等を開催する。

- 復興公営住宅の整備状況等を踏まえ、仮設住宅を撤去する。
- 仮設住宅の撤去時期について、入居者へ周知する。

仮設住宅の種類について

①仮設住宅（建設型）

震災後、公共空地等に新たに建設するプレハブ住宅のことで、平屋の長屋タイプの建物が一般的です。

②仮設住宅（借上げ型）

既存の民間賃貸住宅等の空き部屋を行政が借り上げ、仮設住宅として市民に提供する形の仮設住宅のことです。

③みなし仮設住宅

震災後、被災者自身が賃貸住宅を確保し、仮の住まいとして入居した場合、その賃貸住宅を仮設住宅とみなすことです。仮設住宅入居条件にあてはまれば家賃が補助されます。東日本大震災の際、仮設住宅の建設を待てない多くの被災者が自ら応急住宅を確保する状況が発生し、家賃補助の支援が実施されることとなりました。



仮設住宅（建設型）の例（大船渡市）

■医療・保健・福祉の復興プロセス

		事業者のうごき	
<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">発災前</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">発災</div> 緊急対応期 応急復旧期 復興始動期 本格復興期		発災前	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。 ● 事業者は、施設利用者の家族への連絡手段や引渡し方法等について定め、周知を図る。 ● 事業者は、施設の再建計画を検討する。
	被害確認	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、施設の被害状況を確認し、地区まちづくりセンターへ報告する。
	福祉避難所の設置	福祉避難所設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所として協定を結んでいる事業者は、市から開設の依頼があった場合は、行政と連携して、福祉避難所を開設・運営する。
	巡回訪問等の実施	巡回訪問等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、被災によりサービスを受けられない利用者の健康維持のため、必要に応じて巡回訪問等を実施する。
	応急修理	応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設が被災した事業者のうち、修理により事業の継続が可能な事業者は、行政の支援等を活用し、施設の修理を実施する。 ● 応急修理等について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。
	仮設施設の確保	仮設施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設が被災した事業者は、仮設施設の設置場所や利用可能な代替施設を検討する。 ● 施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、仮設施設を確保する。
	サービスの一部再開	サービスの一部再開	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、サービスの再開時期について、行政に報告するとともに、施設利用者へ周知する。
	福祉避難所の閉鎖	福祉避難所の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉避難所を運営する事業者は、行政と連携して、福祉避難所の閉鎖に協力する。
	施設の再建	施設の再建	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、施設の再建計画（資金・時期等）を検討し、不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。 ● 施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、施設を再建する。
	通常業務の再開	通常業務の再開	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は、通常業務の再開について、行政に報告するとともに、施設利用者へ周知する。
仮設施設の撤去	仮設施設の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮設施設を設置した事業者は、施設の再建が完了後、速やかに仮設施設を撤去する。 	

行政のうごき・支援策

- 福祉避難所（指定施設・協定施設）の開設・運営訓練を実施する。
 - 県と連携し、派遣保健師等の協働支援を想定した体制整備を行う。
-
- 施設の応急危険度判定調査を実施し、余震等に対する安全性を判定する。
 - 事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。
-
- 福祉避難所を開設する必要がある場合は、施設の被害状況を確認し福祉避難所（指定施設）を開設する。さらに必要がある時は、事業者に福祉避難所（協定施設）の開設を依頼する。
-
- 避難所等において、避難者の健康維持のために、巡回健康相談を実施する。
 - 必要に応じて、避難所等に健康相談窓口を設置する。
-
- 施設が被災した事業者に対して、応急的な施設の修理についての支援を検討する。
 - 応急修理に関する相談窓口を設置する。
-
- 施設が被災した事業者に対し、仮設施設の整備についての支援を検討する。
 - 仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
-
- サービスの提供状況について、市民へ周知する。
-
- 仮設住宅の整備状況やサービスの再開状況を踏まえ、事業者と連携するなどして、福祉避難所を閉鎖する。
-
- 施設が被災した事業者に対し、施設再建のための支援を検討する。
 - 施設の再建に関する相談窓口を設置する。
-
- 通常どおりのサービス提供が可能となった施設を市民に周知する。
-
- 施設が被災した事業者に対し、仮設施設撤去のための支援を検討する。

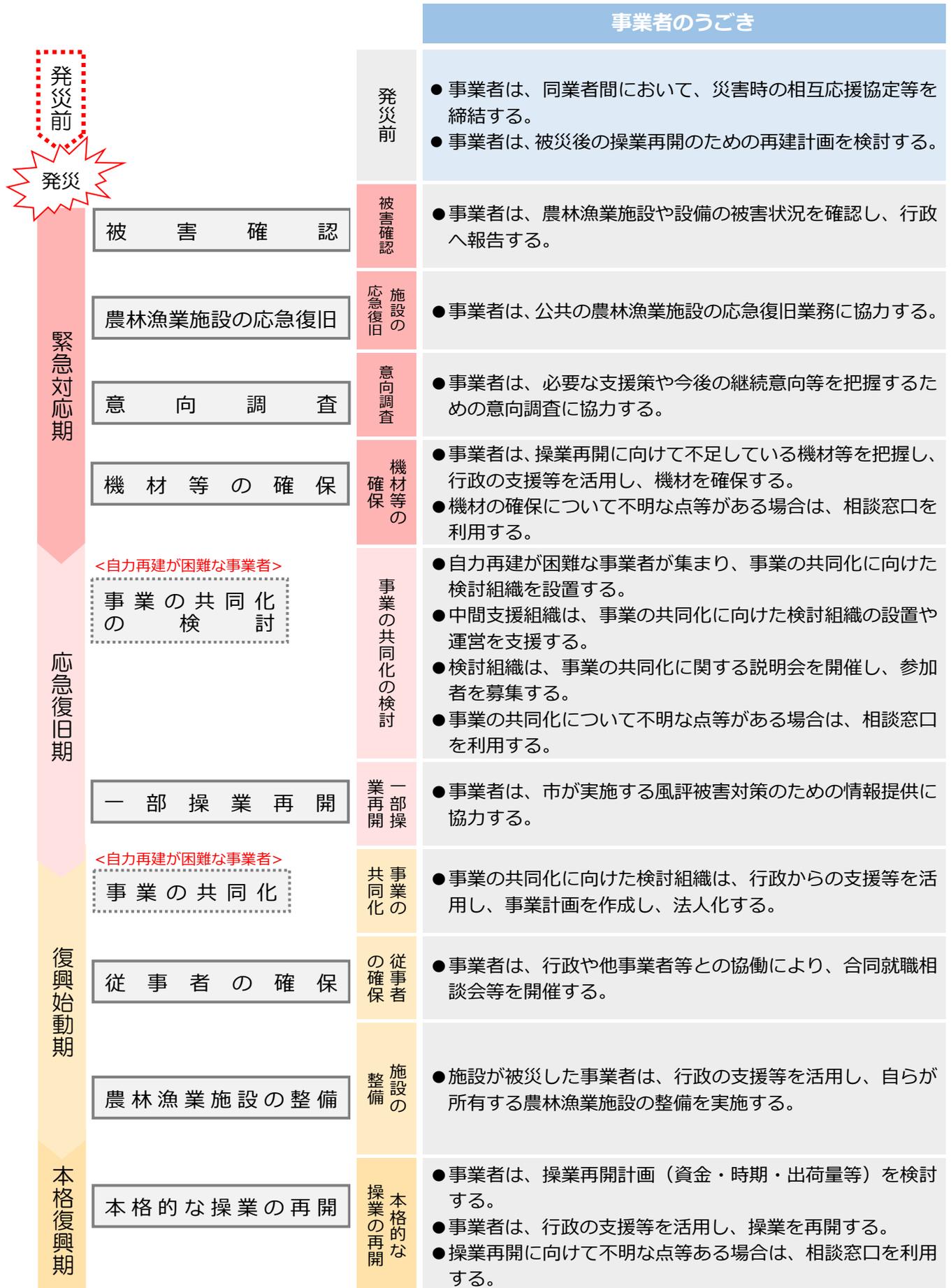
■商業・工業の復興プロセス

		事業者のうごき	
<div style="border: 1px dashed red; padding: 2px; display: inline-block;">発災前</div> <div style="color: red; font-weight: bold;">発災</div>		発災前	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、BCP（事業継続計画）を策定する。 ●事業者は、施設の耐震化や非常電源等の確保を図る。
	被害確認	被害確認	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、施設の被害状況を確認し、行政等に報告する。 ●事業者は、従業員の安否を確認し、事業所等へ参集できる従業員を把握する。
緊急対応期	意向調査	意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、仮設店舗・事業所等の必要戸数等を把握するための意向調査に協力する。
	応急修理	応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ●施設が被災し、応急的な修理により事業の継続が可能な事業者は、行政の支援等を活用し、応急修理を実施する。 ●応急修理について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。
	仮設店舗・事業所等の確保	仮設店舗・事業所等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●施設が被災した事業者は、仮設店舗・事業所等の設置場所や利用可能な代替施設を検討する。 ●施設が被災した事業者は、行政からの支援等を活用し、仮設店舗・事業所等を確保する。 ●仮設店舗・事業所等の確保について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。
応急復旧期	仮営業（操業）の開始	仮営業の開始	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、仮営業（操業）の再開等に必要な人員を確保するため、必要に応じて、別拠点の事業所等からの従業員の派遣を依頼する。
	雇用の確保	雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、本格営業等のために必要な従業員数を把握し、行政や他事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。 ●事業者は、従業員の通勤手段等の確保に努める。
復興始動期	店舗・事業所等の再建	店舗等の再建	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、復興まちづくり協議会や行政が実施する説明会に参加し、地域の復興まちづくり計画を把握するとともに、店舗・事業所等の再建計画の参考とする。 ●事業者は、本格営業の再開に向けて、再建計画（資金・時期等）を検討する。 ●施設が被災した事業者は、行政の支援等を活用し、店舗・事業所等を再建する。 ●店舗・事業所等の再建について不明な点等がある場合は、相談窓口を利用する。
	本格営業（操業）の再開	本格営業の再開	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者は、行政の支援等を活用し、操業を再開する。 ●事業者は、本格営業（操業）等の再開について、行政や商工会議所等に報告する。
本格復興期	仮設店舗・事業所等の撤去	仮設店舗等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ●施設が被災し、仮設店舗等を設置した事業者は、行政の支援等を活用し、仮設店舗等の撤去を実施する。

行政のうごき・支援策

- 専門家の派遣や研修会の開催など、事業者のBCP策定を支援する。
 - 仮設店舗・事業所等の立地可能な場所を想定しておく。
- 事業者からの報告を基に、特に被害が大きかった施設等から順に被害調査を実施する。
- 仮設店舗・事業所等の必要戸数等を把握するため、意向調査を実施する。
- 施設が被災した事業者に対して、応急的な店舗・事業所等の修理についての支援を検討する。
 - 応急修理に関する相談窓口を設置する。
- 仮設店舗・事業所等の建設を予定している事業者に対し、立地可能な場所の情報提供等を行う。
 - 施設が被災した事業者に対し、仮設店舗・事業所等の整備のための支援を検討する。
 - 業務再開のための設備等の確保について、支援を検討する。
 - 仮設施設の確保に関する相談窓口を設置する。
- 仮営業（操業）再開のための支援を検討する。
- 事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。
 - 合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。
 - 雇用に関する市民・事業者のための相談窓口を設置する。
- 復興まちづくり協議会と連携し、復興まちづくり計画について、事業者への説明会を開催する。
 - 施設が被災した事業者に対し、店舗・事業所等の再建のための支援を検討する。
 - 業務再開のための設備等の確保についての支援を検討する。
 - 店舗・事業所等の再建に関する相談窓口を設置する。
- 本格営業（操業）再開のための支援を検討する。
- 施設が被災し、仮設店舗・事業所等を設置した事業者に対し、撤去のための支援を検討する。

■農林漁業の復興プロセス



行政のうごき・支援策

- 農林漁業施設の耐震化を図る。
- 事業者からの報告等を基に、被害が大きかった施設や重要性の高い施設等から順に被害調査を実施する。
- 被害の状況や重要性の高い施設等から、応急復旧業務を実施する。
- 必要な支援策や今後の継続意向等を把握するため、従事者に対し、意向調査を実施する。
- 被害状況等に応じて、機材の確保のための支援を検討する。
- 機材確保に関する相談窓口を設置する。
- 行政職員を派遣し、事業の共同化に向けた検討組織の設置や運営を支援する。
- 検討組織の活動場所や説明会の会場等を提供する。
- 事業の共同化に関する相談窓口を設置する。
- 風評被害対策の支援を検討するとともに、消費地等への情報提供を実施する。
- 事業の共同化に係る施設の整備等への支援を検討する。
- 事業者等との協働により、合同就職相談会等を開催する。
- 合同就職相談会等の開催場所の提供や、市民への情報提供を実施する。
- 雇用に関する市民・従事者のための相談窓口を設置する。
- 被災した農林漁業施設の整備及び再編を検討する。
- 行政が管理する施設のうち重要性の高い施設について、優先的に整備を実施する。
- 事業者が所有する農林漁業施設整備のための支援を検討する。
- 操業再開に向けた支援を検討する。
- 操業再開に関する相談窓口を設置する。

5

復興まちづくりへの意識向上の取組

(1)復興まちづくりに係る平常時の主な取組

市民・事業者・行政が平常時から復興まちづくりを考えておくことで、発災後の復興まちづくりを迅速かつ着実に進めることが可能となります。そのため、平常時より復興まちづくり訓練や講座等を実施し、市民や事業者、更には行政職員がそれぞれの立場で意識の向上に努めることが重要です。

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・発災時における避難行動等（避難先や連絡方法等）を家族で話し合う ・防災訓練や自主防災会活動へ参加する ・自宅周辺の災害リスク（震度・液化化危険度等）を防災マップ等で確認する ・復興まちづくり訓練や講座に参加し、復興まちづくりの進め方等を知る
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の安否確認・参集の方法を定め、周知する ・BCP計画を策定し、取引先や従業員に周知する ・防災訓練を実施し、防災体制を整える
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会は、自主防災活動、防災訓練を積極的に実施する ・自主防災会は、地域の関係団体及び行政と協力し、復興まちづくり訓練を実施する ・まちづくり協議会は、地区防災会議を実施し地域の防災力を向上させる
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくり訓練や復興まちづくり講座を実施し、復興まちづくりの体制や進め方等について市民と共有する ・災害図上訓練（DIG）を実施し、地域の災害リスクや課題を市民と共有する ・防災マップの作成・配布・更新を行い、避難場所や災害リスク等について周知する ・事前都市復興計画の作成・見直し・公表を行い、復興まちづくりの方針や進め方等を周知する
中間支援組織	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくり訓練の実施を支援する

(2)地域協働の取組

発災後の円滑な復興を進めるためには、復興まちづくりに対する理解を深め、関係者が共有すべき内容を事前に把握しておくことが重要です。そのため、復興まちづくりに向けた協力関係を事前に構築するとともに、復興の進め方等を関係者間で共有するため、市民・事業者・行政等の協働により、各種訓練等を実施します。

■復興まちづくり訓練

復興まちづくり訓練とは、「自分達のまちが被災したら、どのような被害が発生し、復興をどう進めるか」について、発災前から市民・事業者・行政が協働で考える取組の一つで、災害を想定して復興を模擬体験する訓練です。

通常の防災訓練とは異なり、被災体験者による講演やグループワーク等を通じて、復興まちづくりの進め方等を検討します。

●訓練の一般的な流れ

第1回	ガイダンス	被災体験者の講話を聞いて、自宅の復興を考える
第2回	タウンウォッチング	まちを歩いて被害をイメージする
第3回	グループワーク	被災後の住まいや生活を確保する
第4回	グループワーク	復興まちづくり計画（案）※を考える
第5回	報告会	訓練で検討した内容等を地域住民へ周知する

復興まちづくり計画（案）とは

地域の特性や想定される地域の被災状況から、地域における復興まちづくりの進め方や体制等について示したもの。発災後は、実際の被災状況を踏まえ、地域の復興まちづくりのベースとして活用する。

●訓練の実施について

復興まちづくり訓練は、地域が主体となり取り組みますが、訓練の実施に当たっては、専門家の派遣や資料の作成など、行政が積極的に支援します。

行政の支援策

- ・ 専門家やコーディネーター、行政職員の派遣
- ・ 資料の作成支援
- ・ 訓練場所の提供 など

●訓練成果の周知について

復興まちづくり訓練において作成した「復興まちづくり計画（案）」等を、町内会の会合等で周知し、地区内にて復興方針等の共有を図ります。

また、地域のまちの整備が進み被災イメージが変わったなど、計画の内容が現状にそぐわない場合や、再度復興まちづくり訓練を実施した際には、計画内容の修正を行います。

■復興まちづくり講座

復興まちづくりの進め方や市民・事業者・行政の役割等について、市民等に正しく理解してもらうため、防災講座や各種会合等と併せて、本計画の内容等についての復興まちづくり講座を実施します。

■災害図上訓練（DIG）

みんなで地図を囲み、地域の情報を書き落とすことで、普段気づかない自分の地域の災害に対する“弱み”や“強み”を再確認し、減災のために家庭や地域で事前にできること（やるべきこと）を話し合います。

(3)行政内の取組

本市では、災害への事前準備、発災時のうごきの周知等のため、防災マップの作成・配布、本計画の策定・公表等のほか、行政内部の横断的な連携を高めるために、全庁的な訓練を実施します。

これらの取組を通じて、行政職員の復興まちづくりに向けた意識啓発や情報共有、連絡体制の構築を図るとともに、行政の取組についての手順等を確認し、発災後の円滑な支援に備えます。

■全庁訓練

本計画の策定に伴い作成した行動マニュアルを活用し、全庁訓練を実施します。行動マニュアルを確認しながらの訓練を実施することで、発災後の行政支援に対する関係職員の役割を明確にするとともに、横断的な行政のうごき方を共有します。

■行動マニュアルの再整備

訓練を通じて、行動マニュアルの問題点等が明らかになった場合、訓練後に問題点等を整理し、見直しを行います。

IV 事前都市復興計画の運用

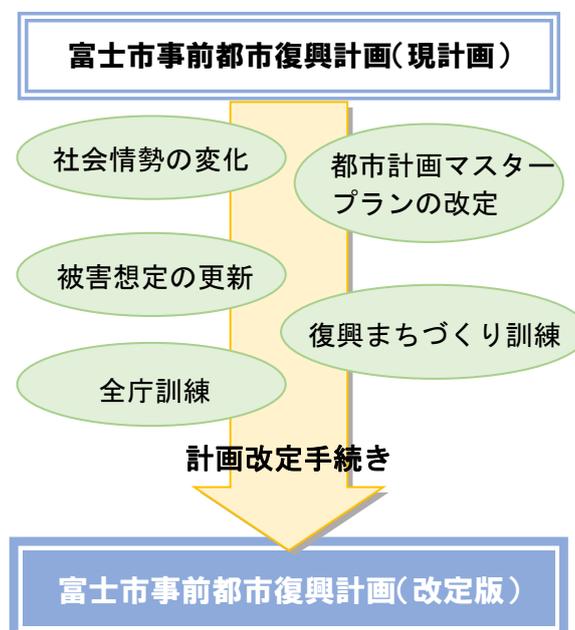
事前都市復興計画の運用

本計画を実行性のあるものとしていくために、計画に掲げる内容の適宜点検・見直しを図りながら、災害に備えることが重要です。

計画の運用について

本計画に基づき、平常時から「復興まちづくり訓練」や「全庁訓練」等を実施し、まちの防災力の向上、復興まちづくりの早期推進を図ります。

また、訓練の成果のほか、社会経済情勢の変化や防災対策の推進、「都市計画マスタープラン」の改定、被害想定の更新等があった場合は、適宜計画を見直します。



家庭・地域での災害への備え

(1) 防災訓練への参加

9月1日の防災の日や12月の第一日曜日には、市内各地域において防災訓練が実施されています。万が一災害が発生した際に、家庭内はもちろん、地域の中でどのように行動するのか訓練しておくことが重要です。

- ・ 9月1日（防災の日） 総合防災訓練
- ・ 12月第一日曜日 地域防災訓練



(2) 自主防災会の活動

自主防災会は、地域の住民が自主的に地域の防災活動を推進するための組織です。平常時には訓練等の予防対策を、災害時には地区の災害対応の中心的な役割を担います。

平常時の活動例	災害時の活動例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災会の編成 ・ 安否確認方法の検討 ・ 消防団との連携 ・ 災害危険個所の周知 ・ 町内での備蓄品の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策（警戒）本部の設置 ・ 被害情報の把握、報告 ・ 救助・救出活動 ・ 市指定避難所の開設支援 ・ 支援物資の分配、炊き出し



V 參考資料

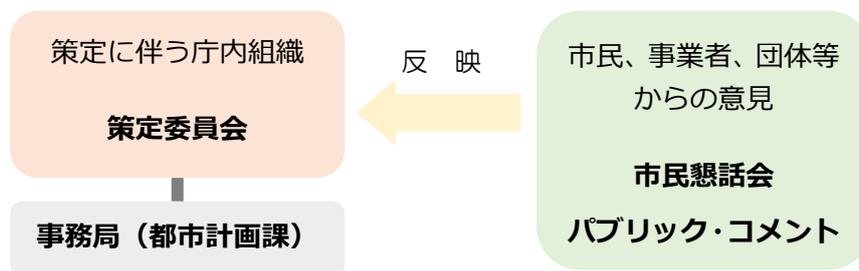
1

策定の体制

(1) 策定体制の概要

本計画の策定に当たっては、事務局である都市計画課が作業全般を行い、庁内の関係課で組織する策定委員会と、商工会議所や建築士会等の市内組織の代表、市民公募の市民代表、学識者で組織する市民懇話会で検討を行うとともに、市民意見を計画に反映させるためパブリック・コメントを実施しました。

【策定体制図】



(2) 市民懇話会

市民、事業者の声を反映させるため、学識経験者、各種団体の推薦及び市民公募による市民代表、オブザーバーの計 13 名で組織され、計画策定の節目節目で、ご意見をいただきました。

	所属組織・団体等	氏名
学識経験者	常葉大学 社会環境学部 教授	池田 浩敬
各種団体 推薦者	富士建築士会 会長	杉山 るみ
	富士商工会議所 事務局長	清水 和広
	富士市町内会連合会 副会長	松野 俊一
	静岡県土地家屋調査士会富士支部 理事	池野 裕介
	富士市建設業組合 副組合長	遠藤 典生
	富士市地域防災指導員会 副会長	渡邊 雅子
	富士市NPO協議会 監事	竹村 健二
市民代表	女性ネットワーク富士 副会長	赤堀 美枝子
	市民公募	齊藤 貴宣
オブザーバー	市民公募	眞山 美知代
	静岡県 交通基盤部 都市計画課 施設計画班 班長	日野原 武
	静岡県 危機管理部 危機政策課 危機専門監	黒田 健嗣

(3)策定委員会

策定委員会は、市の関係課によって組織し、本計画全体について検討・協議を行うとともに、各課が所管する関連計画との調整・確認等を行いました。

部	課	担当
総務部	企画課	
	防災危機管理課	
財政部	財政課	
市民部	まちづくり課	コミュニティ活動推進担当
福祉部	福祉総務課	福祉政策担当
保健部	保健医療課	保健総務担当
環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策担当
産業経済部	産業政策課	工業振興担当
		港湾振興室
都市整備部	土地対策課	開発審査担当
	建築指導課	審査指導担当
	市街地整備課	再開発担当
	住宅政策課	計画管理担当
上下水道部	上下水道総務課	総務担当
建設部	建設総務課	地籍調査担当
教育委員会	教育総務課	施設担当
消防本部	警防課	警防担当

(4) 策定の経過

平成 26 年度から 27 年度にかけて以下の検討を実施し、平成 28 年 3 月に事前都市復興計画を策定しました。

	会議名称	内容
平成 26 年度		
7 月 29 日	第 1 回策定委員会	事前都市復興計画とは
8 月 5 日	第 1 回市民懇話会	事前都市復興計画とは
10 月 30 日	第 2 回策定委員会	基本理念・目標・基本方針について
11 月 17 日	第 2 回市民懇話会	基本理念・目標・基本方針について
1 月 30 日	第 3 回策定委員会	復興ビジョン編（案）について
3 月 19 日	第 3 回市民懇話会	復興ビジョン編（案）について
3 月 26 日	第 4 回策定委員会	復興ビジョン編（案）について
平成 27 年度		
6 月 2 日	第 5 回策定委員会	復興プロセス編（素案）について
6 月 12 日	第 4 回市民懇話会	復興プロセス編（素案）について
8 月 26 日	第 6 回策定委員会	事前都市復興計画（案）について
10 月 30 日	第 5 回市民懇話会	事前都市復興計画（案）について
11 月 2 日	第 7 回策定委員会	事前都市復興計画（案）について
1 月 4 日	パブリックコメント（1 月 4 日～2 月 4 日）	
2 月 23 日	第 8 回策定委員会	パブリックコメントの結果について
3 月 14 日	第 6 回市民懇話会	事前都市復興計画の策定について
3 月 16 日	第 9 回策定委員会	事前都市復興計画の策定について

2

用語集

■ア行

延焼遮断帯	火災延焼を阻止する機能をもつ、幹線道路、公園緑地、鉄道・河川や不燃建築物群等により構築される帯状の不燃空間のこと。
応急危険度判定調査	被災建築物の被害状況を調査し、余震等による危険の程度を判定すること。専門的知見を有する「応急危険度判定員」により、赤（危険）・黄（要注意）・緑（調査済）のステッカーで危険度の表示を行う。

■カ行

仮設住宅	災害により自宅が被害を受け、居住が難しい被災者に対し、行政が用意する応急住宅のこと。新たに建設する建設型仮設住宅のほか、既存の共同住宅を仮設住宅として提供する借り上げ型仮設住宅がある。P51 参照。
借上げ住宅	被災された方が入居するために、行政が借り上げた民間賃貸住宅を仮設住宅としてみなすもの。
義務的経費	国や市区町村の歳出の内、支出することが制度として義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費（生活困窮者、児童、老人、心身障害者等を援助するために要する経費）、公債費の3つからなる。
協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。
緊急輸送路	大規模地震等の災害時に、避難・救助をはじめ、物資の供給等の応急対策活動を実施するため、優先的に交通の確保を行う道路のこと。
旧耐震基準建築物	建築基準法が改正する、昭和56年以前に建築された建築物のこと。震度6弱以上の地震での倒壊が懸念される。
建築制限	市街地が災害にあった場合に計画的な都市復興を推進するため、区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限、又は禁止すること。
第一次建築制限	建築基準法第84条においては、特定行政庁が、災害が発生した日から最大2ヶ月の期間について建築制限が実施できる。
第二次建築制限	被災市街地復興特別措置法第7条で、都市計画で定めた被災市街地復興推進地域に対して同じく2年の建築制限が実施できる。
コンサルタント	ある特定分野において専門的知識と経験を有し、顧客の相談に対して、指導や助言を行う専門家のこと。

■サ行

災害特別融資制度	大雨や地震、津波等による災害の復旧や予防のための施設整備等に充てる資金を、金利などの面で有利な条件で借りられるよう斡旋することにより、災害に強い安全なまちづくりをめざすもの。
市街化区域	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と、概ね10年以内に優先的かつ計画的な整備・開発により市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。
市街地開発事業	市街地を開発または整備する事業のことで、具体的には都市計画法第12条に掲げられた、市街地再開発事業、住宅街区整備事業、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業の6種類の事業のこと。
自宅避難	災害が起きた際に、自宅が大きな被害を受けず避難所に行く必要がない場合に、自宅で避難生活を送ること。
生活道路	地域の人々が日常生活で利用する道路で、幹線道路に出るまでの比較的道幅の狭い、交通量の少ない道路のこと。
相互応援協定	協定を締結した自治体において、地震等の大規模な災害が発生し、十分甚大な被害を受けた場合に、被災自治体以外の協定自治体が物資の提供、被災者の救出・救護、職員の派遣等について、相互に応援協力するもの。

■夕行

地域コミュニティ	地域住民が生活している場所で、消費、生産、労働、教育、医療、スポーツ、祭り等に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会や住民の集団のこと。
地区計画	地区の特性にあった良好な住環境や市街地環境を創出するための、都市計画法に規定されているまちづくりルールのこと。道路や公園などの公共施設の配置や規模を定めることができるほか、建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態意匠及び敷地面積の最低限度等の用途地域等を補完するきめ細かなルールを定めることができる。
地籍調査	一筆（土地登記簿の一区画）ごとの土地の、所有者・地番・地目・境界を確認し、面積を測量し、正確な地籍図・地籍簿を作る調査。
投資的経費	市の歳出の中で、道路・橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費のこと。普通建設事業費（道路、橋りょう、学校等の建設事業費）、災害復旧事業費、失業対策事業費からなる。
都市基盤	都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道等の交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設、情報通信施設、公園などが該当する。
都市計画道路	都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。隣接する都市とのつながりや、市内の拠点を結ぶ、市内の交通網の骨格となる道路となっている。

■ナ行

南海トラフ	東海沖から九州東方沖にかけて続く水深 4,000m 程の海溝のこと。日本列島が位置するプレートにフィリピン海プレートが年間数cmの割合で沈み込んでいる境界で、これまで 100~200 年単位で繰り返し大地震が発生している。
-------	---

■ 八行

被災者生活再建支援制度	自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するもの。「被害程度」と「再建方法」に応じて基礎支援金と加算支援金の2つの支援金が支給される。
BCP（事業継続計画）	災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。
ファシリテート	グループワーク等の活動、話し合いが円滑に行われるように支援すること。
複合市街地	住宅地と商業・工業がうまく調和した市街地のこと。
福祉避難所	指定避難所で生活を続けることが困難な高齢者や障がい者等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所のこと。
復興公営住宅	災害により住宅を全壊した被災者が入居するため、県や市が建設するほか、民間賃貸住宅の借上げなどにより提供する住宅のこと。復興推進計画に定められた期間内は入居者の収入要件が緩和される。
復興事業計画	復興計画に掲げた、市の復興まちづくりの方針に基づき、具体的な取組を示す計画のこと。
復興まちづくり	被災市街地で市街地復興を行うに当たって、地区に関連する被災者や地域住民、事業者等の参加を得て、計画の策定や復興事業の推進を図ること。行政と住民が連携・協働して、物的空間的な「街」の整備と生活や産業など「まち」の構築を総合的に進める行為を総称することが多い。

■ ヤ行

用途地域	都市計画法上の地域地区の一つであり、市街地における土地利用の混在を防止するため、建築物の建て方等に関する最低限度の基準を定めた12種類の地域のこと。
要配慮者	災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。災害時の情報収集・伝達や、自力での避難、避難所での避難生活が困難な人のこと。

■ ラ行

り災証明	家屋等の被害状況を証明するもの。P50 参照。
------	-------------------------

富士市事前都市復興計画

平成 28 年 3 月発行

編集・発行 富士市都市計画課



〒417-8601 静岡県富士市永田1丁目 100 番地

TEL:0545-55-2786

FAX:0545-51-0475

E-Mail:toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/>

富士市行政資料登録番号 27-62